

## はじめに

私たちのまち富士市は、富士山の自然に抱かれ、豊かな緑と湧水の恵みによって発展してきました。

21世紀が幕開けし、環境や福祉など地域社会の変化に機敏に対応することが求められる中、新しい時代の豊かな市民生活の構築のため、富士市は、市民の皆様の英知と活力を結集し、個性豊かなまちづくりを進めております。また、平成20年11月には、旧富士川町と合併し、新「富士市」としてスタートしました。

このような中、私は、本市の未来を担う子供たちのために、愛着の持てる郷土、健康で明るく住みやすいまちを創りあげていきたいと思っております。

そのためには、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となる「食育」を進めることが、極めて重要であると認識しております。

近年、食に関する様々な問題が生じる中、国は、食の問題を私たち個人の問題というだけでなく、社会全体の問題として捉え、食育を総合的、計画的に推進するための食育基本法を平成17年7月に施行、平成18年3月に食育推進基本計画を策定しました。

本市でも食育基本法に基づき、平成19年3月富士市食育推進会議条例を制定し、この度、「富士山おむすび計画」～富士市食育推進計画～を策定する運びとなりました。

今後は、本計画の基本理念である「食で育む健全な心とからだ」の実現に向け、「富士山おむすび計画」の名称のとおり、富士山の恵みを受け、市民、企業、行政がともに連携、協働して食育を推進するためのネットワークがむすばれるまちを目指し、富士市の食育推進に取り組んでまいります。

計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご尽力を賜りました富士市食育推進会議委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

富士市長 鈴木 尚



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 基本理念 .....	2
3 計画の位置づけ .....	4
4 本計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制及び策定経過 .....	5
6 計画の策定経過 .....	7
<b>第2章 食をめぐる現状</b> .....	9
1 社会的背景 .....	9
2 富士市の食をめぐる現状 .....	11
<b>第3章 計画の基本的考え方と方向性</b> .....	35
1 目標キャッチフレーズと市民行動目標 .....	35
2 施策の基本方針と取り組み内容 .....	36
3 施策推進にあたっての指標 .....	37
4 関係者の役割 .....	39
5 ライフステージ別行動指針 .....	41
6 食の安全・安心についての考え方 .....	44
<b>第4章 具体的な取り組みの内容</b> .....	47
1 生活習慣病予防と日本型食生活の推進 .....	47
2 健全な食習慣の確立 .....	50
3 地産地消の推進と環境との調和、食文化の継承 .....	51
4 体験活動の推進と知識の普及、人材の育成 .....	54
<b>第5章 計画の推進</b> .....	61
1 関係機関のネットワーク化による食育推進運動と普及啓発 .....	61
2 計画の進行管理 .....	62
<b>資料編</b> .....	63



# 第1章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

食は、生きるために必要不可欠なものであり、心と体の健康を保ち、活力ある人生を送るための基礎となるものです。

近年、社会経済情勢が大きく変化するなか、市民のライフスタイルや価値観も多様化し、これにともない食生活や食を取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しい生活を送るなか、食の大切さに対する意識が希薄になっています。

これまでに、市民がさまざまな経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実践などの食育が進められてきましたが、食料の生産者と消費者の距離がますます拡大し、食を通じた健康への関心だけでなく、食料の生産・供給への理解も薄れ、食に関する多くの課題が指摘されるようになりました。今後は食育を、個人的な問題というだけでなく社会的な課題としてとらえ、取り組むことが必要です。

「富士山おむすび計画（富士市食育推進計画）」は、

食育を生きる上での基本と位置づけ、今日、食育の推進が緊要な課題となっていることに対応し、行政と市民が一体となり策定するものです。市民運動として広く食育を進めることで、あらゆる機会や場所において、市民一人一人が食について意識を高め、市民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、教育、保育、農林水産業、食品関連事業、市民団体など幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で食育を推進するだけでなく、関係者が連携して一体となり、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 2 基本理念

富士市では、食育を推進するにあたって、基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、その理念を達成するため、各種の取り組みを推進していきます。



【基本理念】

食で育む健全な  
心とからだ





## 食育とは

- ◆ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ◆ 様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

(食育基本法より)

## 富士山おむすび計画の名称について

栄養バランス・食料自給率の向上といった観点から、米を主食とした日本型食生活の推進が国の食育推進基本計画でうたわれています。お米を使った日本古来の伝統的な食べ物である「おむすび」と、富士市のシンボリック的存在である「富士山」の形は三角形ということに共通点があります。市民がより富士市食育推進計画に親しみをもって前向きに取り組んでほしいという思いから、「富士山」と「おむすび」を合わせた計画名称を考えました。また、おむすびの「むすぶ」という表現は、食育推進のためのネットワークを地域でむすんでいくという方向性も表しています。

### ～おむすびは、最初は神様のお供え物だった～

石川県鹿西町にある杉谷チャノバタケ遺跡から、細長い二等辺三角形をした、ちまきのような、おむすびのような形のものが、炭のようになった状態で1個発掘されています。

これは約二千年前の弥生時代のもので、神様へのお供え物だったのではないかと考えられています。

佐賀県多久市では、村まつりの時に、高さ5cmくらいの細長い円錐形に盛ったご飯を、氏神さまに供える行事が、今も行われています。このご飯は、「ごっくう（御供）さん」と呼ばれています。

神様に供えるおむすびを、細長くとがらせるのは、神様により近づくためで、神様は、とがった所に降りてきて、おむすびの中に宿ると、古代の人々は考えたのではないかとされています。

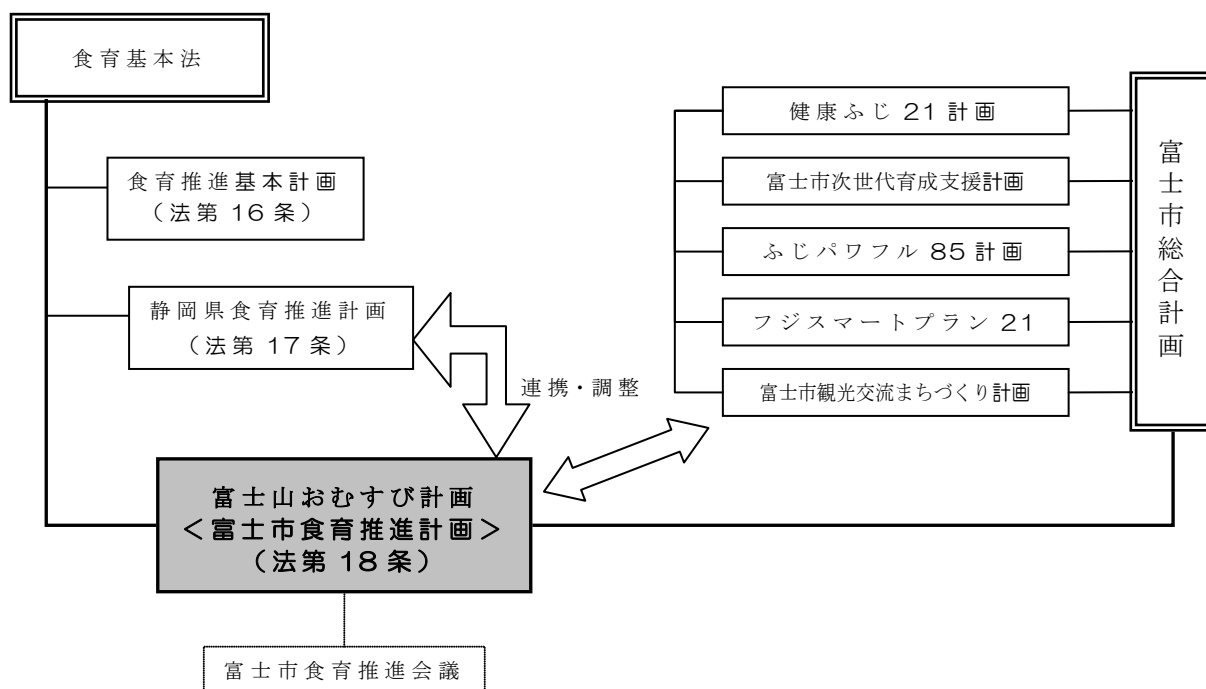
(参考：発見！体験！日本の食事⑤おにぎり時代による変化を知ろう)

### 3 計画の位置づけ

本計画は、平成 17 年 7 月に施行された「食育基本法」第 18 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるものです。

国では平成 18 年 3 月に「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育に取り組んでいくことを推進しています。

本市では、平成 19 年 3 月に富士市食育推進会議条例を制定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市食育推進計画「富士山おむすび計画」を策定します。



### 4 本計画の期間

平成 21 年度を初年度とし、平成 25 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

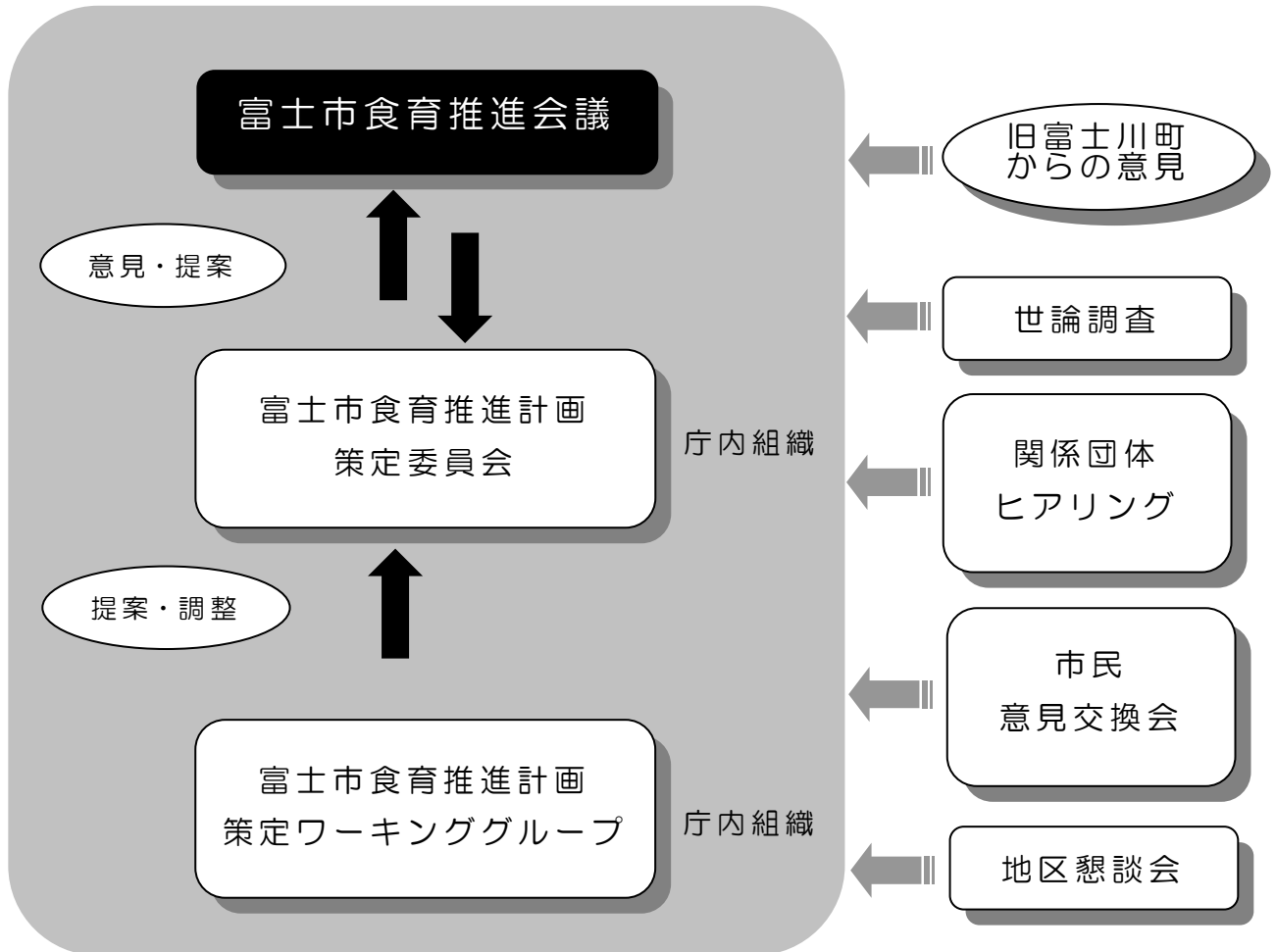
## 5 計画の策定体制及び策定経過

本計画の策定にあたっては、庁内関係部課長で構成する「富士市食育推進計画策定委員会」において協議、検討を行うと共に、下部組織として「富士市食育推進計画策定ワーキンググループ」を設置し、関係機関・団体の協力のもと、協議を行いました。

その提案に基づき、学識経験者、公募市民、関係機関・団体の代表などで構成する「富士市食育推進会議」において、平成19年度から20年度にかけて審議を行いました。審議により多くの意見を反映させるため、食育に関する世論調査、関係団体ヒアリング、市民意見交換会及び地区懇談会を実施しました。

また、平成20年11月に、富士市、富士川町が合併したことから、旧富士川町で組織した富士川町食育推進連絡会議での検討結果及び旧富士川町の現状や町民意識の調査結果などを取り入れ、第2章 食をめぐる現状では、両市町の資料を提示し、第3章では、これを踏まえて計画の基本的考え方と方向性を示すなどの調整を行いました。

## 【富士市食育推進計画策定体制】



## 6 計画の策定経過

年 月 日	実 施 事 項	内 容
平成19年 6月 15～ 30日	第36回富士市世論調査	・満20歳以上の市民3,000人に対して郵送調査（有効回収率60.7%）
6月 27日	第1回富士市食育推進計画策定ワーキング	・主旨説明、計画策定方向性について
7月 2日	第1回富士市食育策定委員会	・主旨説明、計画策定方向性について
7月 5日	第1回富士市食育推進会議	・主旨説明、計画策定方向性について
8月 3日	富士市食育推進計画策定のための市民意見交換会	・富士市食育推進計画について ・意見交換 （富士市の食育について）
8月 20日	第2回富士市食育推進計画策定ワーキング	・現状、関連データの分析
9月 5～ 20日	関係団体等へのヒアリング	・活動概要 ・富士市の食育について 等
（9月 5～ 28日）	富士川町「食育」に関するアンケート調査	・20歳～79歳までの町民200人に対して保健委員による配布回収 （有効回収率94.5%）
11月 2日	第3回富士市食育推進計画策定ワーキング	・世論調査結果報告、食育の課題について
11月 2日	第2回富士市食育策定委員会	・世論調査結果報告、富士市の食育の課題について
11月 8日	第2回富士市食育推進会議	・世論調査結果報告、富士市の食育の課題について
12月 4日	第4回富士市食育推進計画策定ワーキング	・計画案の検討
平成20年 1月 28日	第5回富士市食育推進計画策定ワーキング	・計画案の検討
5月 13日	第6回富士市食育推進計画策定ワーキング	・計画案の検討
5月 20日	第3回富士市食育策定委員会	・計画案の検討
6月 4日	第3回富士市食育推進会議	・計画案の検討
6月 19日	第7回富士市食育推進計画策定ワーキング	・計画案の検討 ・実施計画について
7月 16日	第4回富士市食育策定委員会	・計画案の検討
7月 24日	第4回富士市食育推進会議	・計画案の検討
9月 3日	第8回富士市食育推進計画策定ワーキング	・計画案の検討 ・実施計画について

年 月 日	実 施 事 項	内 容
9 月 9 日	富士川地域地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
9 月 18 日	元吉原地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
9 月 24 日	今泉地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
9 月 25 日	大淵地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
9 月 29 日	丘地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
10 月 6 日	第 5 回富士市食育策定委員会	・ 計画案の検討 ・ 実施計画について
10 月 6 日	岩松北地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
10 月 8 日	富士駅南地区懇談会	・ 食育に関する説明 ・ 今後取り組むべき食育活動について(グループワーク)
11 月 21～ 12 月 22 日	パブリック・コメント実施	・ 富士市ホームページへの掲載、保健医療課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧 ・ 12 人提出、100 件の意見
平成 21 年 1 月 7 日	第 8 回富士市食育推進計画策定ワーキング	・ パブリック・コメントについての報告 ・ 実施計画について
1 月 14 日	第 6 回富士市食育策定委員会	・ パブリック・コメントについての報告 ・ 実施計画について
1 月 21 日	第 5 回富士市食育推進会議	・ パブリック・コメントについての報告 ・ 実施計画について

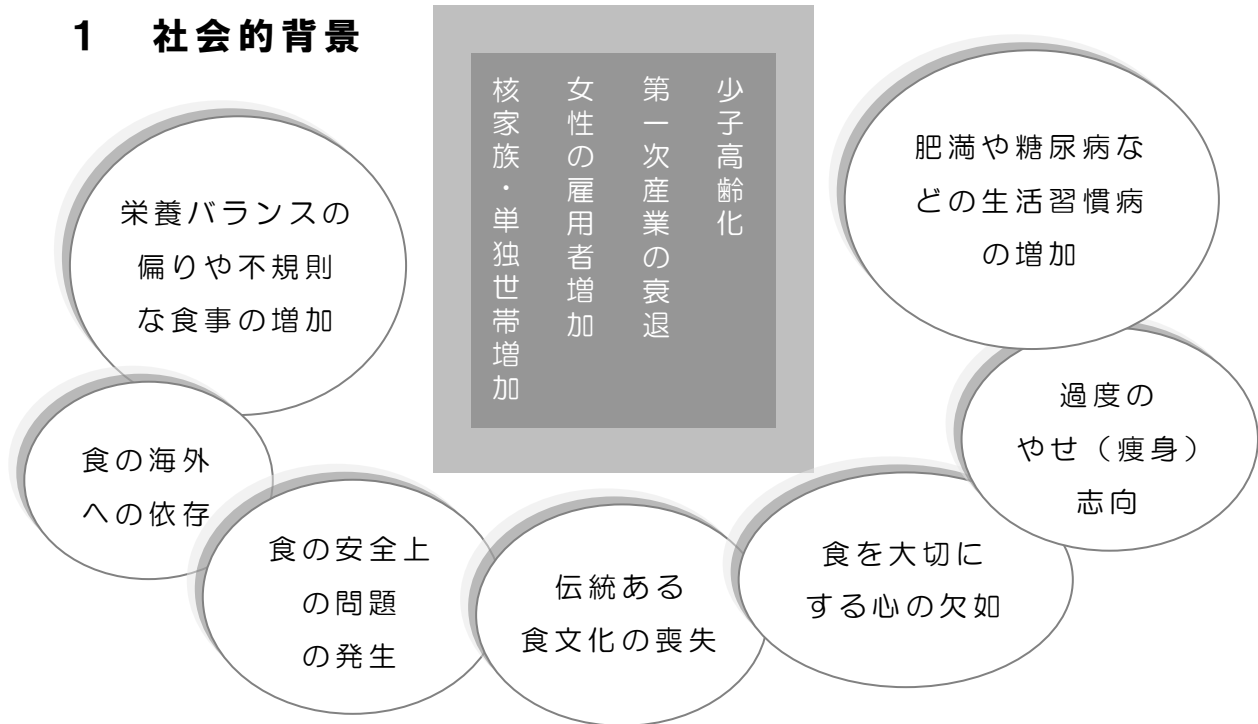
## 第2章 食をめぐる現状





## 第2章 食をめぐる現状

### 1 社会的背景



かつて食育は、家庭の食卓において、日常的に行われてきたものです。しかし、急激な経済発展による生活水準の向上などから、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、食生活や食環境が変化するなか、核家族化や家族それぞれの生活時間帯の多様化により、家族そろっての食事機会が減少するなど家庭での食育機能が低下し、孤食\*（個食\*）や欠食\*、不規則な食事の増加、正しい食事マナーや食文化の喪失といったさまざまな問題が顕在化するようになりました。

いつでも好きなものを好きなだけ食べられる「飽食の時代」と言われる現在、食べ残しや食品の廃棄が増加し、食を大切にする心が欠如しつつあります。

\* 孤食

家族で暮らしている環境下において、一人で食事をとること。

\* 個食

家族一緒の食卓で、特段の事情もなく、別々の料理を食べること。

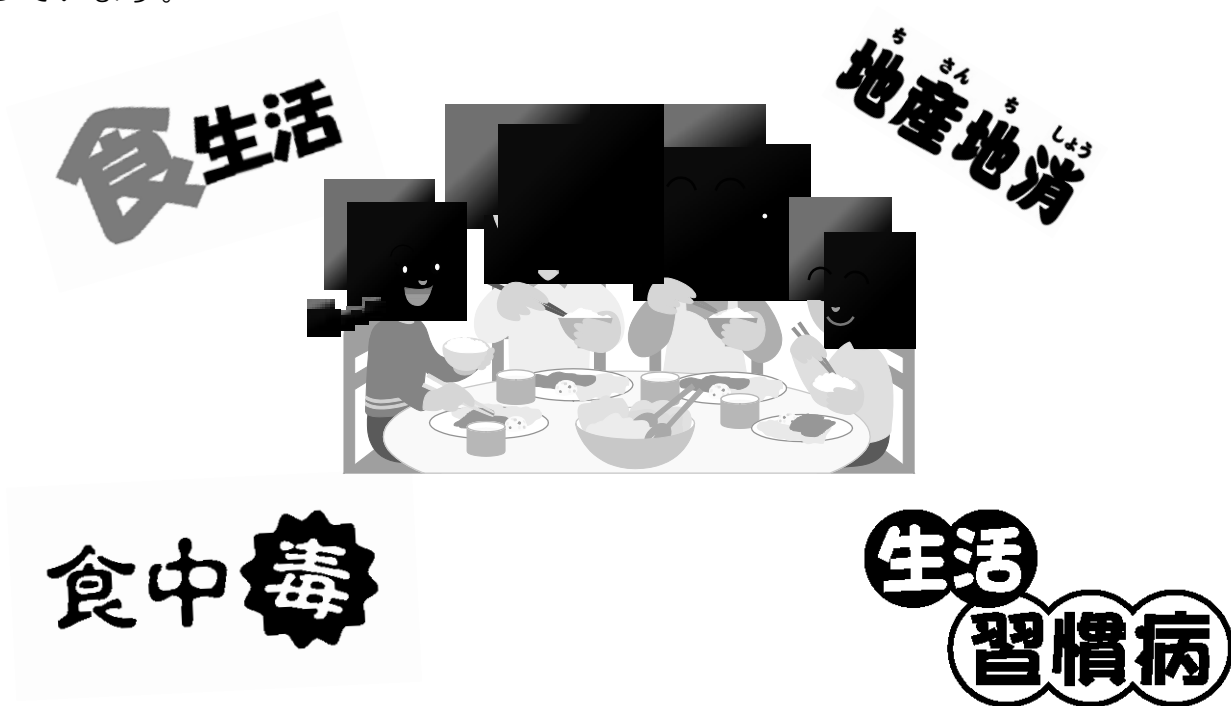
\* 欠食

食事をとらないこと。

また、外食、中食といった食の外部化、簡便化が進み、米を主食とした伝統ある日本型食生活が衰退し、脂質の過剰摂取や野菜不足といった栄養バランスの偏りが見られるようになりました。このような栄養バランスの偏りや、不規則な食事の増加にともない、肥満や生活習慣病が増加し、心身の健康に深刻な影響を及ぼしています。肥満の増加と同時に若い女性の過度のやせ（痩身）志向も高まるなか、情報化社会のなかで氾濫するダイエットや健康食品などの情報に振り回され、偏った食事制限や絶食、サプリメントへの依存も問題となっています。

一方、都市化の進行、農業経営形態の変化や機械化、効率化、さらには少子高齢化などの要因が重なり、農地や農業の担い手が減少し、食料自給率は低迷し、食の海外への依存が高まっています。また、身近で農作物の生産を目のあたりにする機会が減少し、生産者と消費者との距離が拡大した結果、食生活が生産者をはじめ多くの人の苦勞と努力に支えられていることを実感しにくくなり、動植物の命を受け継ぐ食に対する感謝の念の希薄化や関心の低下につながっています。

しかし、世界的な食料の高騰や後を絶たない食品の偽装表示など、食をめぐる多くの問題の発生により、近年、食の安全・安心に対する関心は急速に高まっています。



## 2 富士市の食をめぐる現状

### (1) 人口・世帯構造の変化

旧富士市の人口は、やや増加の傾向にあり、全国や県と比較すると、若い世代が占める割合がやや高い傾向にあります。旧富士川町の人口はやや減少の傾向にあり、全国や県と比較すると、老年人口が占める割合がやや高い傾向にあります。また、世帯構成を見ると、旧富士市、旧富士川町とも単独世帯が増加しています。

図1 年齢別人口の推移【旧富士市】

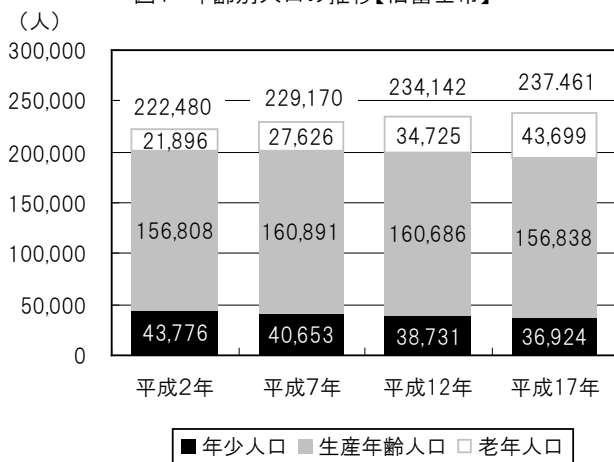
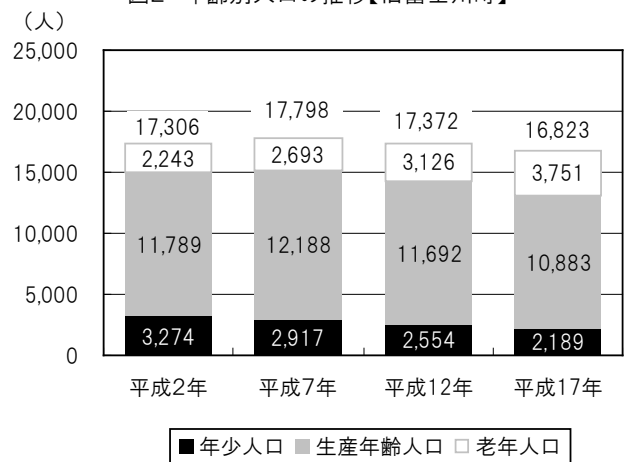


図2 年齢別人口の推移【旧富士川町】

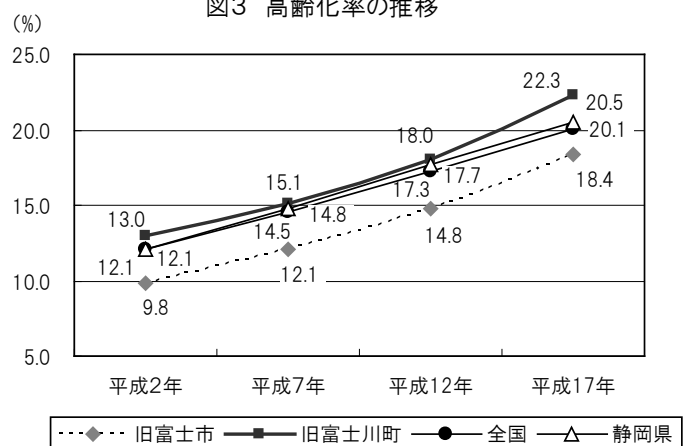


資料:国勢調査

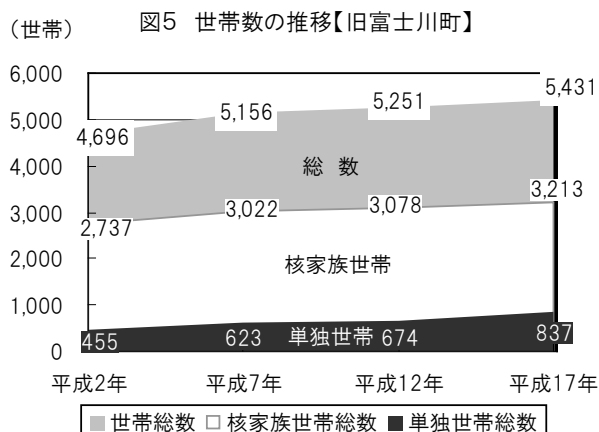
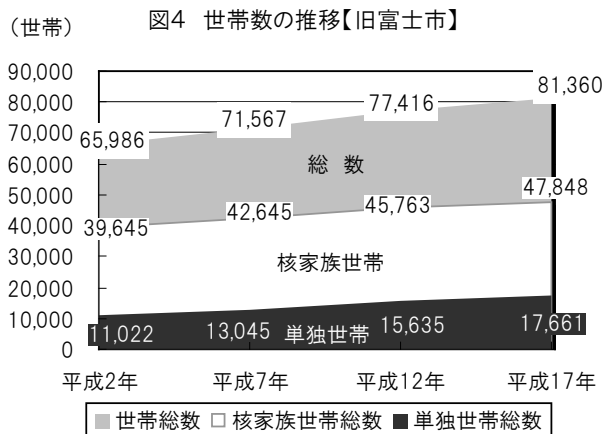
旧富士市の人口は年々少しずつ増加の傾向にあり、平成17年では237,461人となっています。また、旧富士川町の人口はわずかに減少傾向となっており、平成17年では16,823人となっています。年齢別に見ると、旧富士市、旧富士川町とも特に老年人口の増加が著しく、旧富士市では平成2年から平成17年の15年間で老年人口は約2倍となっています。

しかし、高齢化率を全国や静岡県と比較すると、旧富士市の高齢化率は、全国や静岡県同様増加の傾向にありますが、その割合はやや低めとなっています。一方、旧富士川町の高齢化率は、同様に増加傾向となっていますが、全国や静岡県より高くなっています。

図3 高齢化率の推移



資料:国勢調査



資料：国勢調査

世帯数の推移を見ると、旧富士市、旧富士川町とも総数は年々増加の傾向にあり、特に単独世帯の増加が著しくなっています。

## (2) 女性就業者の増加

女性の社会進出は旧富士市、旧富士川町とも顕著であり、女性の就業者は年々増加の傾向にあります。しかし、家庭の仕事を担っているのは圧倒的に女性であり、「仕事も家事も」と忙しい生活を送っていることが推察されます。

図6 総就業者数と、うち女性就業者が占める割合の推移【旧富士市】

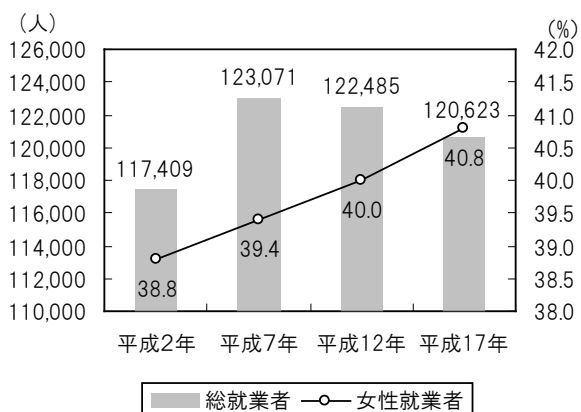
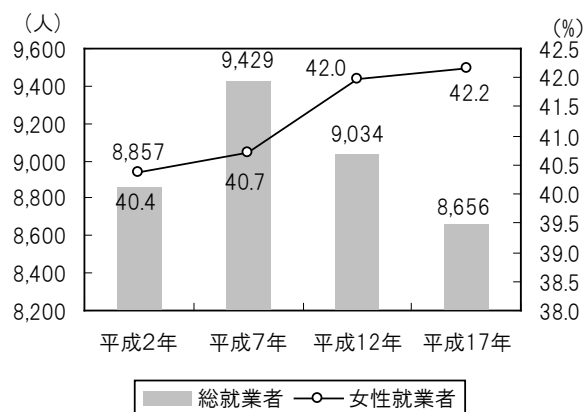


図7 総就業者数と、うち女性就業者が占める割合の推移【旧富士川町】



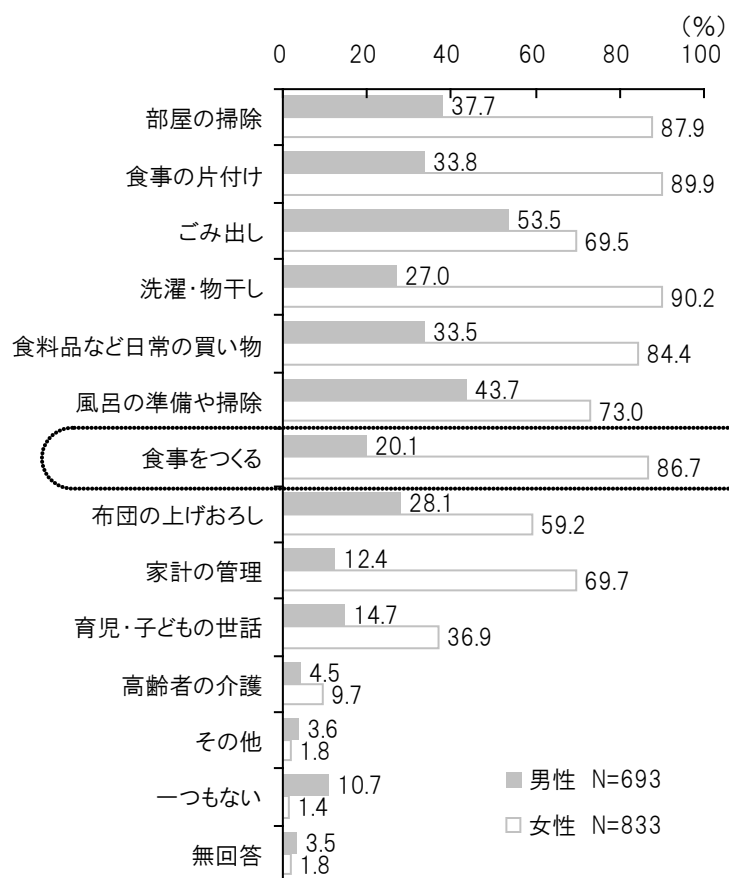
資料：国勢調査

女性の就業率は旧富士市、旧富士川町とも年々増加の傾向となっています。

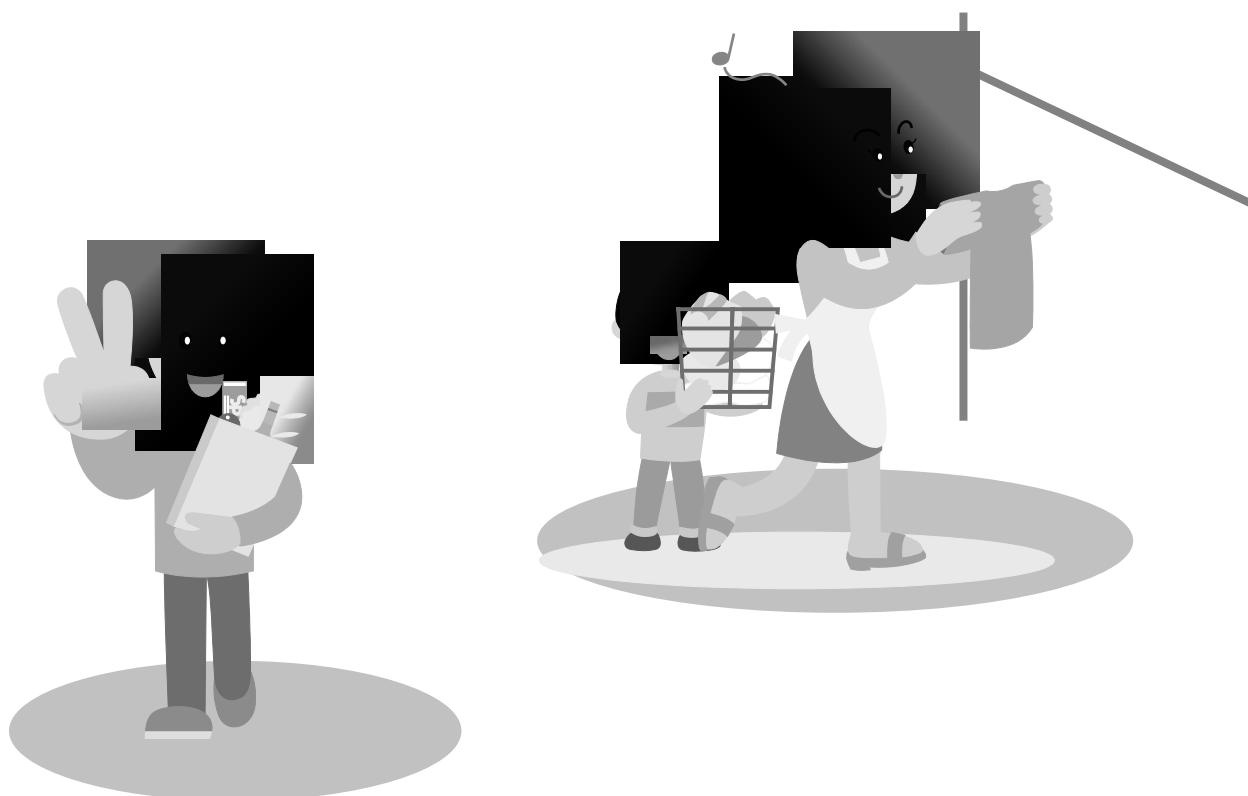
平成17年現在、女性就業者の割合は旧富士市で40.8%、旧富士川町で42.2%となっており、総就業者数が減少傾向のなかであっても、女性就業者は増加しています。

家庭生活で行っていることを見ると、自分が行っているという項目は、女性ではすべての項目で圧倒的に男性の割合を上回っており、「食事をつくる」においては、女性の割合が男性の割合を4倍以上上回っています。

図8 家庭生活で行っていること(旧富士市)



資料:平成17年度 富士市男女共同参画に関する調査



### (3) 農業の衰退と家庭菜園づくりの高まり

旧富士市、旧富士川町は第2次産業に従事している人の割合が高く、農業、林業、漁業といった第1次産業に従事している人の割合は、低い傾向にあります。

農業に関して見ると、旧富士市の農家数及び農業従事者、経営耕地面積は大きく減少し、食料自給率は5%にとどまっています。旧富士川町においても農業従事者及び経営耕地面積は大きく減少し、食料自給率は6%となっています。

しかし、市民においては、家庭菜園や鉢植え栽培を行ったことのある人は約4割おり、行ったことがない人でも半数前後の人が行ってみたいという意向があります。また、保育所や幼稚園、学校などにおいても農業体験などが行われるようになっていきます。

<表1 産業別従事者割合>

分類	旧富士市	旧富士川町	静岡県	全国
第1次産業(農業、林業、漁業)	2.6%	2.7%	4.9%	4.8%
第2次産業(鉱業、建設業、製造業)	40.8%	46.0%	34.5%	26.1%
第3次産業(卸売・小売業、サービス業、飲食業)	55.9%	51.3%	59.6%	67.2%

資料:平成17年国勢調査

旧富士市の有業者のうち、第1次産業従事者の占める割合は2.6%と、全国や静岡県と比較すると少なくなっています。一方、第2次産業を見ると、旧富士市では地場産業である紙・パルプをはじめとした製造業が盛んなため、従事者は40.8%と割合が高く、特に全国と比較すると、その差は倍近くとなっています。旧富士川町でも旧富士市と同様の傾向となっており、特に第2次産業従事者の割合は旧富士市よりも高く、46.0%となっています。

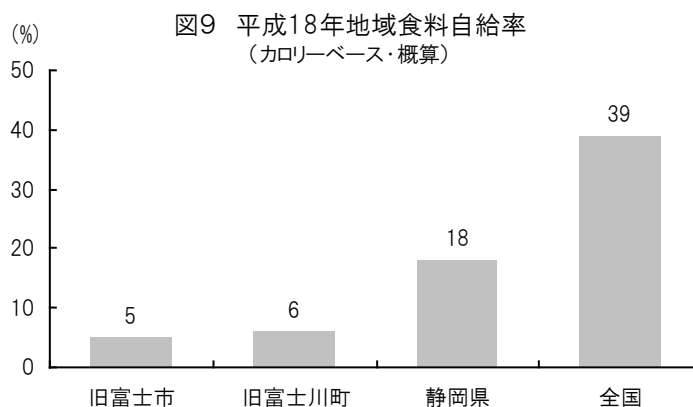
＜表2 総農家数・農業従事者数・農耕地面積の数及び割合の比較＞

(注) 前回は=2005年/2000年

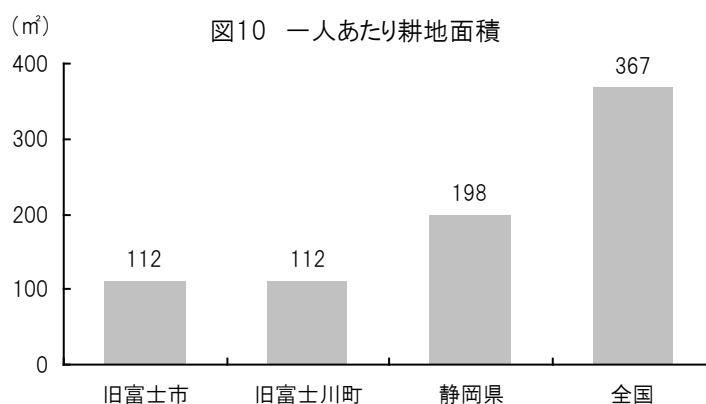
市町	総農家数			農業従事者数			経営耕地面積		
	前回比	構成比	(自営農業)	前回比	構成比	(総農家)	前回比	構成比	
単位	戸	%	%	人	%	%	a	%	%
全国計	2,837,967	-9.0	-	5,532,489	-19.3	-	359,550,300	-7.4	-
静岡県計	76,911	-7.5	100.0	135,341	-22.5	100.0	5,230,913	-8.9	100.0
旧富士市	2,671	-11.2	3.5	4,445	-25.8	3.3	184,971	-11.1	3.5
旧富士川町	407	2.0	0.5	312	-31.9	0.2	12,096	-9.6	0.2
資料出所等	・静岡県経済統計室「2005年農林業センサス結果報告書」H18.3.31公表 ・農林水産省「2005年農林業センサス農林業経営体調査・第2次集計」H17.12.13公表								

旧富士市では、富士山麓の緩傾斜地を中心とした茶の栽培や、米、キャベツ、いちご、なしの生産、さらに養鶏も盛んに行われていますが、昨今の農業における状況を見ると、旧富士市の総農家数、農業従事者数、経営耕地面積、いずれにおいても減少の傾向となっています。旧富士川町では総農家数はわずかに増加していますが、農業従事者数及び経営耕地面積は減少の傾向となっています。

食料自給率をカロリーベース \*で見ると、全国は39%、静岡県では18%であるのに対し、旧富士市では5%、旧富士川町では6%と、低い傾向にあります。



1人当たりの耕地面積は、全国が367㎡、静岡県では198㎡であるのに対して、旧富士市、旧富士川町とも112㎡と、低い傾向にあります。

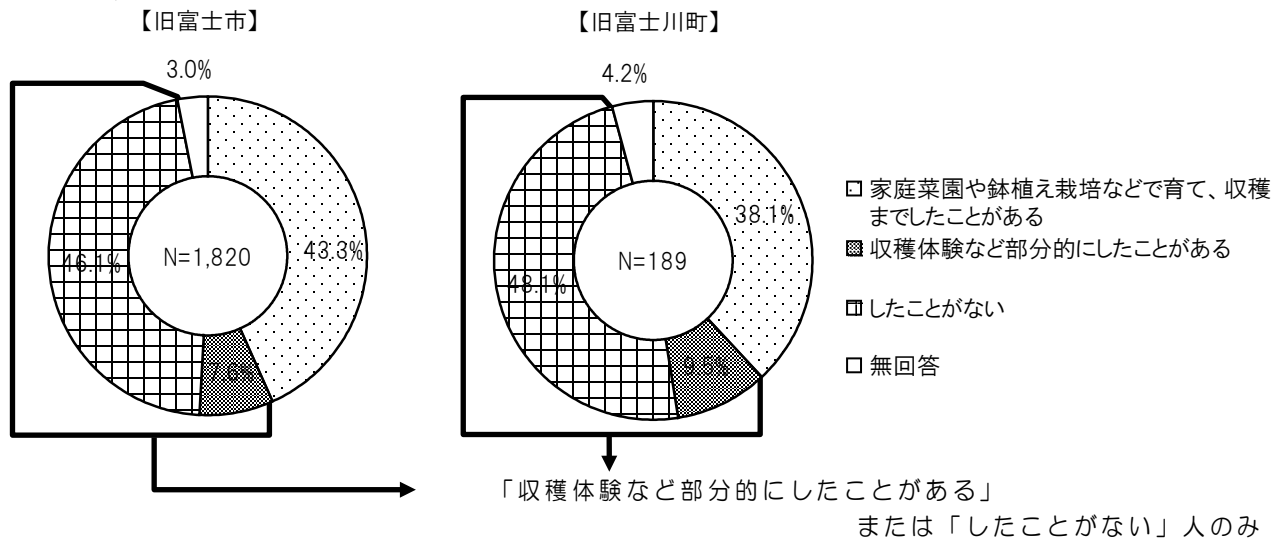


資料:平成17年度農林水産統計

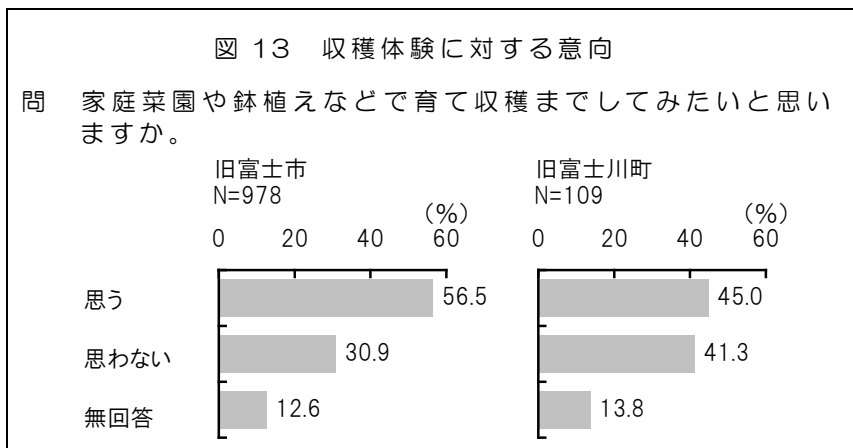
## \*カロリーベース

カロリーベースの食料自給率は、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賄われた熱量の割合を示したものです。なお、食料自給率の詳細については資料編に掲載します。

< 図 11,12 過去3年間の「農業体験」の有無 >



過去3年間に家庭菜園や鉢植え栽培などで育て、収穫したことがある人は旧富士市で43.3%、旧富士川町で38.1%おり、収穫体験など部分的にしたことがある人を合わせると、半数前後の人が何らかの農業体験を行っているといえます。「収穫体験など部分的にしたことがある」または「したことがない」人でも、半数前後の人が、家庭菜園や鉢植え栽培などで育て収穫までしてみたいと考えています。

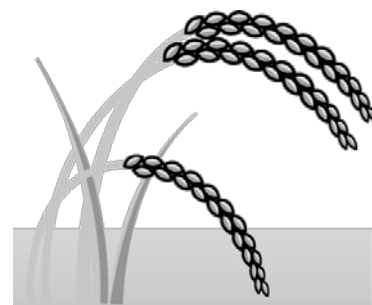


資料:第36回富士市世論調査(平成19年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

< 表 3 保育所、幼稚園、学校における農林漁業体験学習の実施の有無(旧富士市) >

		実施あり	実施なし	実施率
認可保育所	31園	30園	1園	96.8%
幼稚園	25園	21園	4園	84.0%
小学校	25校	20校	5校	80.0%
中学校	14校	5校	9校	35.7%
計	95ヶ所	76ヶ所	19ヶ所	80.0%

※保育所未実施1園は0～2歳児対象園とのため、実施不可能  
資料:H19年度健康対策課実施調査



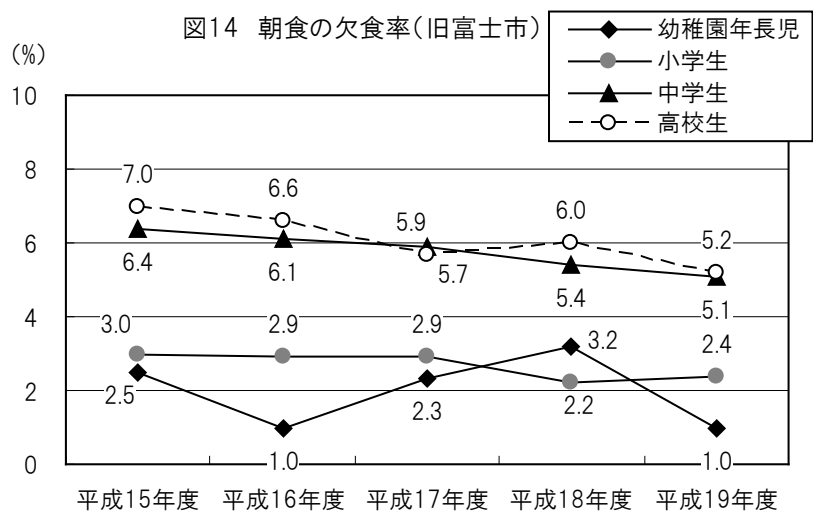


(4) 食生活の変化

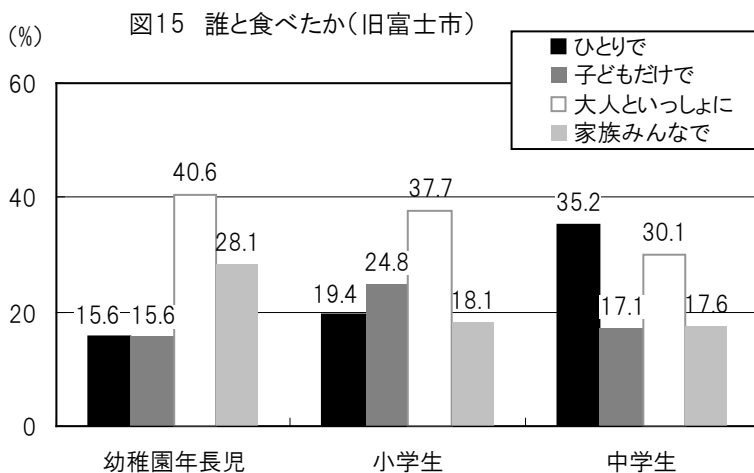
①子どもの食生活

子どもの欠食や孤食が問題視されていますが、旧富士市における朝食の欠食状況については、幼稚園年長児、小学生と比較すると中学生、高校生の欠食率が高くなっています。また、孤食については学年が上がるごとに高くなる傾向が見られます。

朝食の欠食率の推移を見ると、高校生と中学生では減少の傾向、小学生ではほぼ横ばいの傾向にあります。幼稚園年長児においては増加の傾向にありましたが、平成19年度に再び減少に転じています。



資料：静岡県朝食摂取状況調査



資料：静岡県朝食摂取状況調査(平成18年)

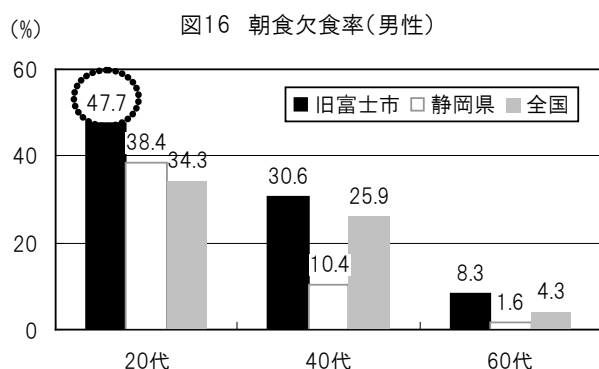
朝食をだれと食べているかについては、幼稚園年長児、小学生では「大人と一緒に」が最も高いですが、中学生では「ひとりで」食べている割合が最も高く、「家族みんなで」食べている割合は、小学生、中学生とも2割弱となっています。

## ②大人の食生活

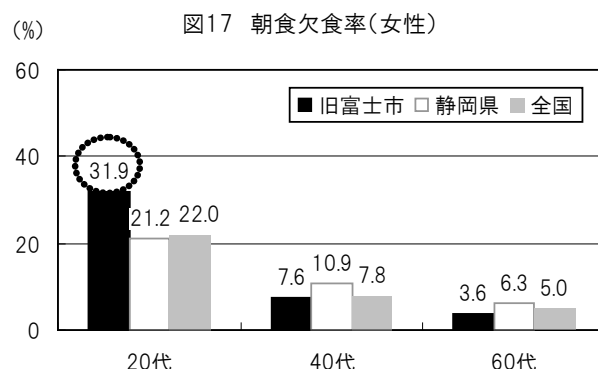
大人の朝食の欠食率は、男性はどの年代でも高く、女性も若い年代は高い傾向が見られます。

また、現在の食生活に対する取り組みとして、日本型の食生活を頻繁に実践している人は約6割いる反面、食を通じたコミュニケーションの機会を充実させている人や、食事の作法について気をつけている人は少ない傾向が見られます。

健全な食生活を実践するために利用する指針には、6つの基礎食品を利用している人が多い傾向にありますが、特に参考にしていないという人も約4～5割います。



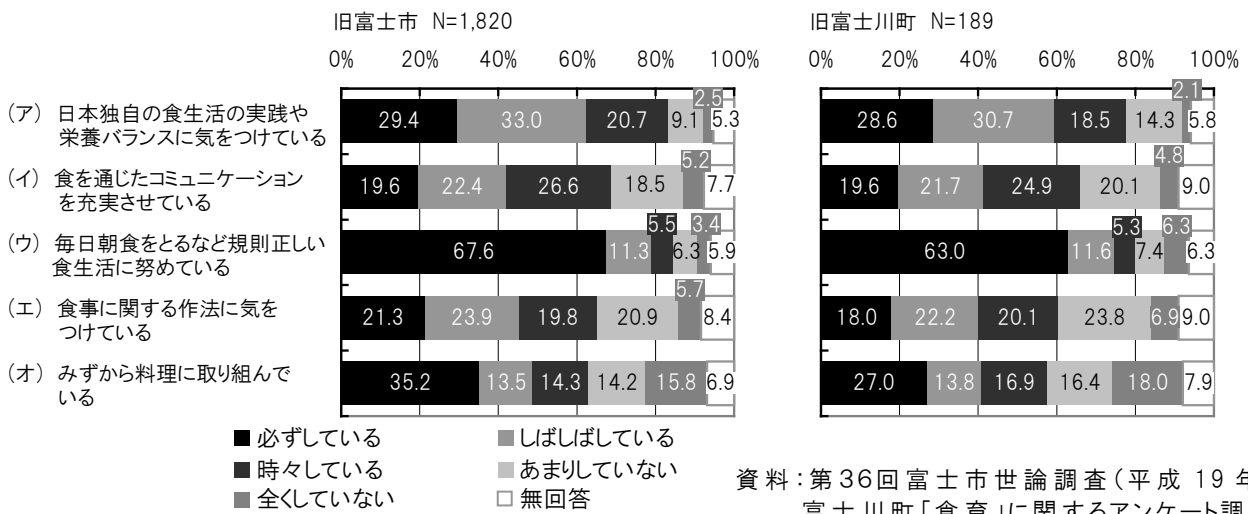
資料:富士市生活習慣実態調査(平成18年)  
県民健康基礎調査(平成15年)  
国民健康・栄養調査(平成16年)



資料:富士市生活習慣実態調査(平成18年)  
県民健康基礎調査(平成15年)  
国民健康・栄養調査(平成16年)

成人の欠食率は20代で特に高く、男性47.7%、女性31.9%となっているなど男性は2人に1人、女性は3人に1人が朝食を食べていません。また、旧富士市の男性の欠食率は、静岡県や全国と比較すると割合が高くなっています。

< 図 18,19 現在の食生活に対する取り組み >



< 健全な食生活を実践するために参考にしている指針 >

1位：旧富士市… 6つの基礎食品 *	31.5%
旧富士川町… 6つの基礎食品	28.0%
2位：旧富士市… 3色分類 *	29.0%
旧富士川町… 3色分類	27.5%
3位：旧富士市… 食事バランスガイド *	16.2%
旧富士川町… 食事バランスガイド	14.3%
特に参考にしていない：旧富士市	41.0%
旧富士川町	46.6%

旧富士市… N=1,820 (複数回答)  
旧富士川町… N=189 (複数回答)

資料：第36回富士市世論調査(平成19年) 富士川町「食育」に関するアンケート調査

栄養



\*6つの基礎食品

たんぱく質・カルシウム・ビタミンA・ビタミンC・糖質・脂質など、主に含まれる栄養成分が類似している食品を6群に分類したもの。

\*3色分類

食品を体内での主な働きにより、赤・緑・黄の3色に分類したもの。

\*食事バランスガイド

「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすくコマの図で示したもの。

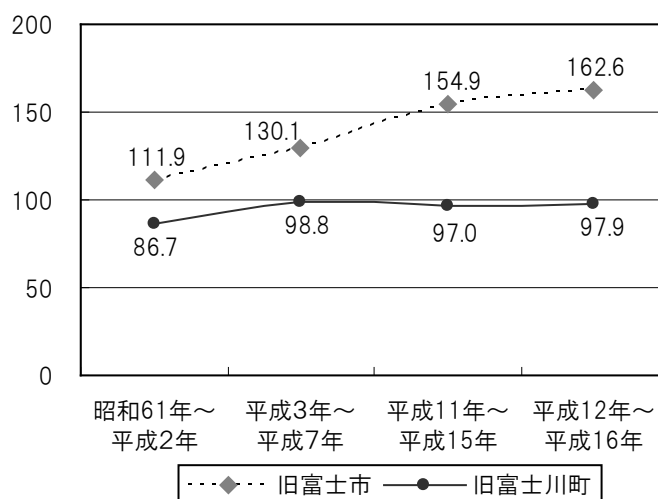
## (5) 健康の状況

### ① 糖尿病（糖代謝）の状況

栄養過多及び運動不足により糖尿病にかかる人は全国的に見ても年々増えている状況ですが、その中でも旧富士市は糖尿病が原因で亡くなる比率が高く、その傾向は年々高くなっています。旧富士川町でも糖尿病が原因で亡くなる比率は高くなる傾向にあります。

旧富士市の標準化死亡比\*は、昭和61年～平成2年は111.9で有意に高い傾向にありましたが、その後下がることはなく、年々その値は高くなり、平成12年～平成16年には162.6で有意に高い傾向となっています。旧富士川町の標準化死亡比は、昭和61年～平成2年は86.7と有意に低い傾向にありましたが、その後徐々に高くなり、平成12年～平成16年には97.9と低い有意ではない傾向となっています。

図20 糖尿病標準化死亡比の推移



資料：静岡県市町村別健康指標



#### \*標準化死亡比

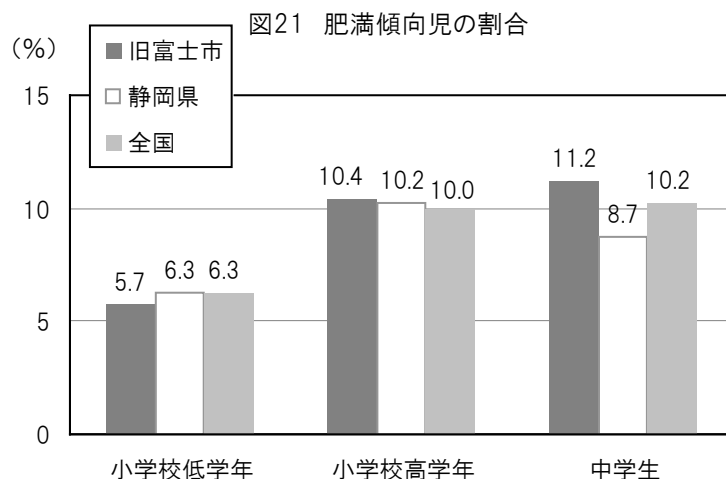
- ・標準化とは、市町の年齢構成が均一であるという仮定で、数値を補正し、相違を比較した数字を表します。静岡県（基準）を100とするため、比が100より大きい場合は静岡県より高く、100より小さい場合は静岡県より低いことを示します。※有意差ありとは、標準化した値が静岡県に比べて95%以上の確率で正しいことを示します。
- ・標準化死亡比は5年間の死亡数の合計を5年間の期待死亡数の合計で除して算出します。

$$\text{標準化死亡比} = D / \sum (P_i \times d_i) \times 100$$

D:富士市死亡数(5年間合計) / P<sub>i</sub>:富士市5歳階級別人口(5年間合計)  
d<sub>i</sub>:基準死亡率(5歳階級別静岡県死亡率)

## ②子どもの肥満の状況

子どもの肥満は、学年が上がるほど高くなり、県や国と比較しても高い傾向が見られます。また、LDLコレステロール\*が高い子どもの割合も増加の傾向にあります。



資料：学校保健「ふじ」(平成19年)  
学校保健統計調査(平成19年)

旧富士市の小学生・中学生における肥満傾向の子どもの割合を見ると、最も高い割合は、中学生の11.2%となっています。また、静岡県や全国と比較すると、小学高学年と中学生で割合が上回っています。

## ◆ 肥満傾向の判定基準

村田式肥満度\*により算出し、20%以上を肥満傾向と判定する。

## \* LDL コレステロール

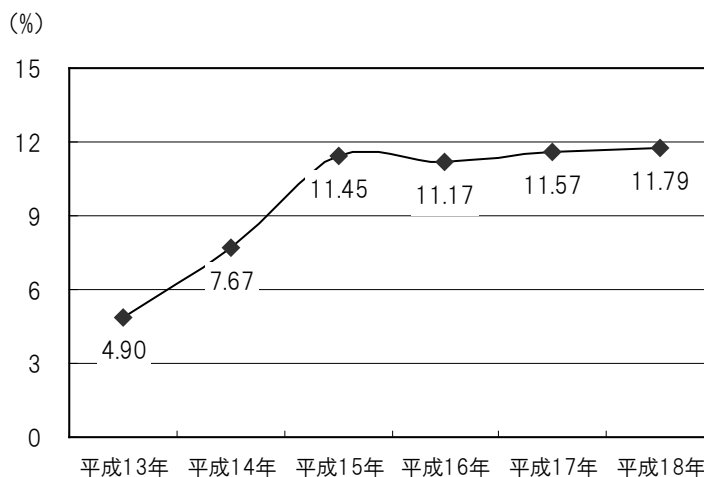
LDL コレステロールが血液中に増加すると、体の隅々に運ばれるコレステロールが増え、コレステロールが血管壁の内膜にたまり、その結果、血液の通り道が細くなったり、血栓ができやすくなったりするなど、動脈硬化を促進させます。LDL コレステロールの値が高いと、心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患や脳梗塞などの脳血管障害、動脈瘤などの発生する確率が増すことは統計的に明らかになっています。そのためLDL コレステロールは「悪玉コレステロール」と呼ばれています。

## \* 村田式肥満度

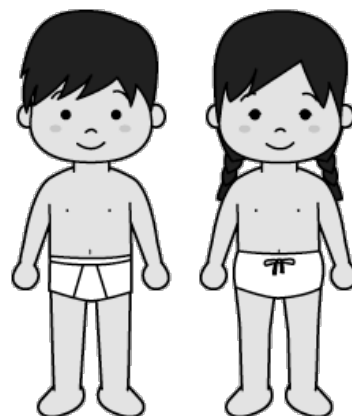
肥満度は、次の式(肥満度=(体重-標準体重)÷標準体重×100)により算出されるが、村田式肥満度とは、村田式係数を使って村田式標準体重を求め、その数値によって算出された肥満度を言う。

LDL コレステロールが高い子ども（旧富士市中学1年生）の割合の推移を見ると、平成13年では4.90%だったものが、その後大きく増加し、平成15年以降は11%以上の割合で推移しています。

図 22 LDL コレステロールが高い子どもの割合(旧富士市)



資料:富士市小児生活習慣病予防検診結果



## ③成人の肥満状況

成人の肥満は男性に多く、特に40代と50代の男性は、約3人に1人が肥満の傾向にあります。女性においては、60代に高い傾向が見られます。

しかし、肥満と判断する基準の一つである腹囲をコントロールするため、生活習慣に気をつけている人は約6割となっています。

図23 BMI(旧富士市 男性)

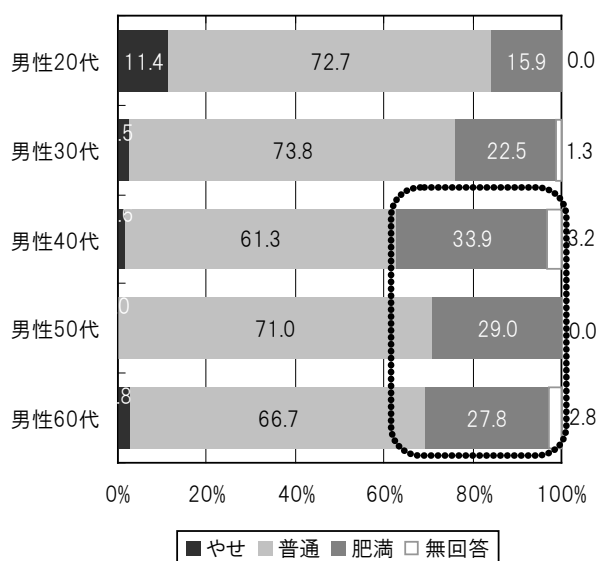
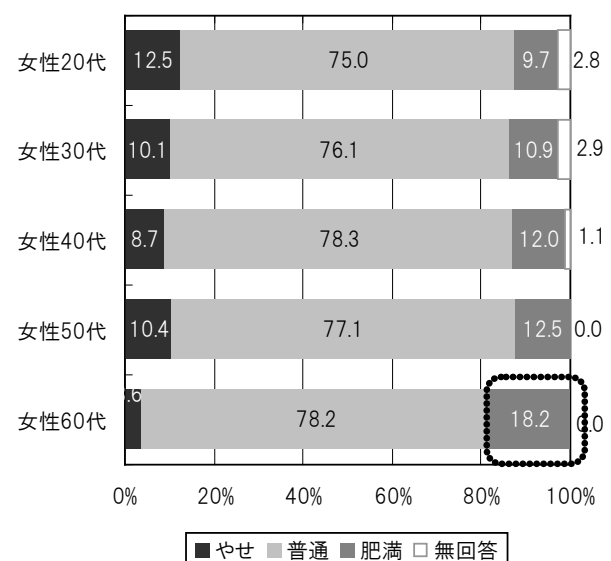


図24 BMI(旧富士市 女性)



資料：富士市生活習慣実態調査(平成18年)

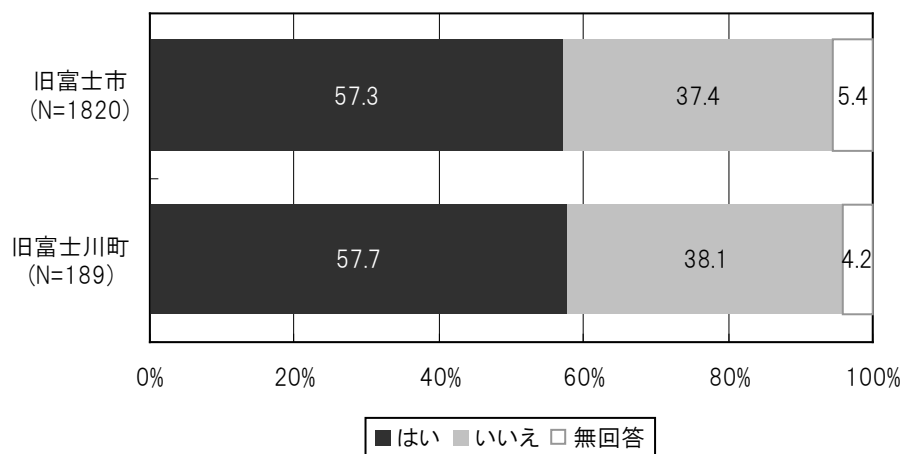
成人のBMI\*による肥満の傾向を年齢別に見ると、旧富士市においては、特に男性の40代に肥満の傾向が強く、「肥満」と判定される人が33.9%おり、40代、50代、60代男性においては、約3人に1人が「肥満」と判定されます。女性においては、60代に高い傾向が見られ、18.2%の人が「肥満」と判定されます。

## \*BMI

肥満度の判定方法の一つで、 $\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$ で求めます。標準値は22.0で、統計的に最も病気にかかりにくい数値といわれています。

【判定基準】18.5未満-やせ、18.5～25未満-標準、25～30未満-肥満、30以上-高度肥満

＜図 25 腹囲をコントロールするため、生活習慣に気をつけているか＞



資料：第 36 回富士市世論調査(平成 19 年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

腹囲をコントロールするため、生活習慣に気をつけている人は旧富士市で 57.3%、旧富士川町で 57.7%であり、約 4 割の人は気をつけていません。

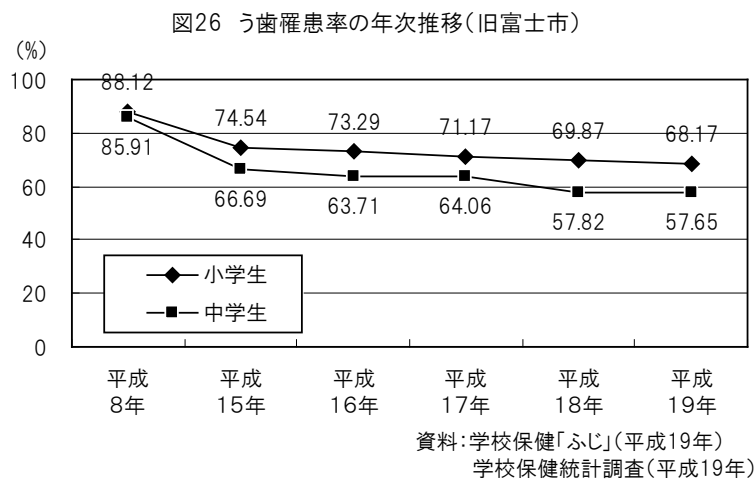




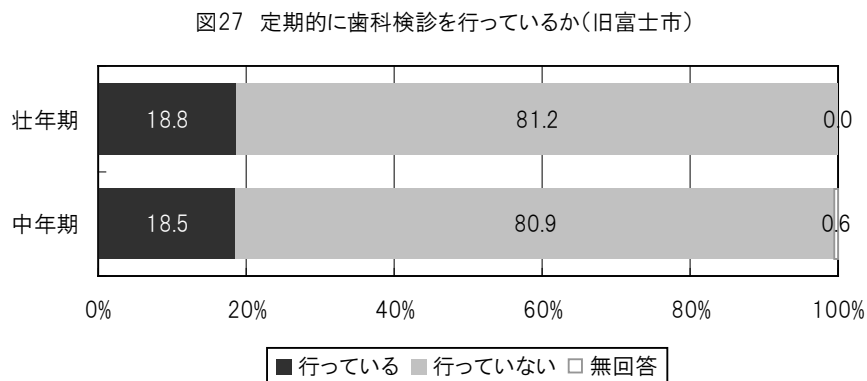
## ④ 歯の状況について

子どものう歯<sup>\*</sup>の罹患率は、中学生よりも小学生のほうが高い傾向にあります。また、ともに年々減少の傾向にあります。

また、定期的に歯科検診を行っている人は、2割弱となっています。



う歯罹患率は、小学生、中学生ともに年々減少の傾向にあり、平成19年では、小学生が68.17%、中学生が57.65%となっています。



定期的に歯科検診を行っている人は、壮年期<sup>\*</sup>で18.8%、中年期<sup>\*</sup>で18.5%いますが、どちらの年代も8割の人は定期的な歯科検診を行っていません。

## \* う歯

う蝕(口腔内の細菌が糖質から作った酸によって、歯質が脱灰されて起こる、歯の実質欠損)になった歯。いわゆる虫歯のこと。

## \* 壮年期

ここでは、25～44歳を指す。社会的には働く、子どもを育てるなど、極めて活動的な時期であり、身体的にも機能は充実している。

## \* 中年期

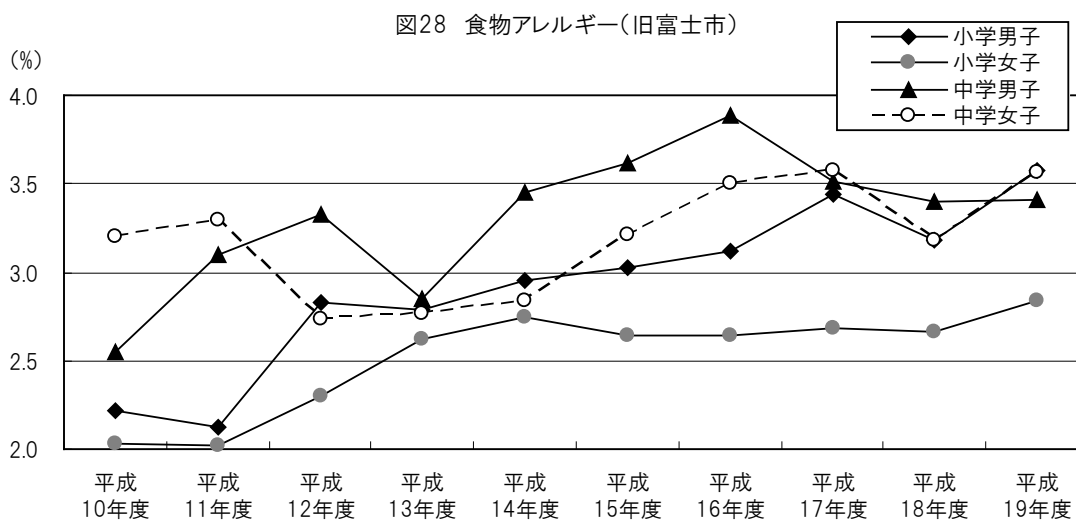
ここでは、45～64歳を指す。社会的には高齢期への準備期であり、身体機能が徐々に低下していく時期。

### ⑤ 食物アレルギー

食物アレルギーを有する小中学生は年々増加の傾向にあります。

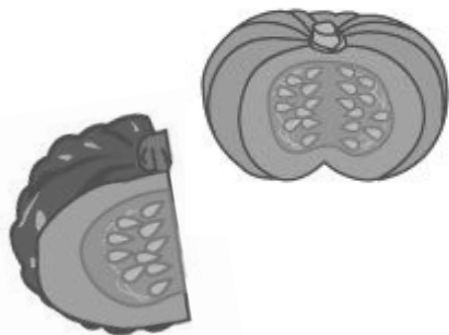
＜表 4 食物アレルギーを有する小中学生の割合（旧）富士市＞ （％）

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
小学男子	2.22	2.12	2.83	2.79	2.95	3.03	3.12	3.44	3.18	3.58
小学女子	2.03	2.02	2.30	2.62	2.75	2.64	2.64	2.68	2.66	2.84
中学男子	2.55	3.10	3.33	2.85	3.45	3.62	3.89	3.51	3.40	3.41
中学女子	3.20	3.30	2.74	2.77	2.84	3.21	3.50	3.58	3.18	3.56



資料:学校保健「ふじ」(平成19年)

旧富士市の食物アレルギーを有する小中学生は、100人中2～3人程度おり、平成10年度からの推移を見ると、わずかながら増加の傾向にあります。



## (6) 学校給食の状況

## ①調理方式について

富士市の学校給食は、コストのみが重視されることなく、子どもの健康を守るため、何が一番重要視されるべきかという視点から教育の一環として直営による単独校調理場方式（39校）・共同調理場方式（1施設）で実施しています。

＜表5 調理方式別完全給食実行数の推移＞

区分	県内公立小学校・中学校				
	実施学校数	単独校調理場方式		共同調理場方式	
平成13年度	778	355	45.6%	423	54.4%
平成14年度	794	358	45.1%	436	54.9%
平成15年度	796	356	44.7%	440	55.3%
平成16年度	802	356	44.4%	446	55.6%
平成17年度	798	358	44.9%	440	55.1%
平成18年度	796	343	43.1%	453	56.9%

資料：県教育委員会「学校給食実施状況等調査」

県内の完全給食実施校の調理場方式を見ると、単独校調理場方式より共同調理場方式が若干多い状況です。

## ◆調理方式ごとのメリット・デメリット

単独校調理場方式	共同調理場（センター）方式	民間委託方式
<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配送時間が短く、温かいうちに配膳することができる。</li> <li>・各学校の特色を生かした給食を実施できる。</li> <li>・食中毒発生時、被害が小さくて済む。</li> <li>・食物アレルギーや学校行事に合わせたきめ細かな給食の提供が可能。</li> <li>・子どもたちが、調理過程を見ることができ、つくる人と食べる人との互いの顔が見える。</li> <li>・学校ごとに注文するので、地場産の食材が入手しやすい。</li> <li>・災害時に備え、給食室での炊き出し訓練の協力体制を整えている。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとに調理室が必要なため、建設コストが高くなる。</li> <li>・調理技術、衛生対策などの指導、情報の共有化が図りにくい。</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中して設備投資ができるため、大量調理の効率化が図れる。</li> <li>・物資の大量購入により、安価な食材の確保が可能になる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配送時間がかかり、調理されたものの温度が下がってしまい味や食感が落ちる場合が考えられる。</li> <li>・給食をつくる人、食べる人、お互いの顔が見えない。</li> <li>・食中毒が発生した場合、被害が大きくなる。</li> <li>・大量発注になるため、地場産の食材が揃いにくい。</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の特徴を活かした柔軟な運営が期待できる。</li> <li>・無駄なコストが削減できる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業安定法44条により、栄養士が直接調理員に指導する事が出来なくなり、栄養士がイメージしたとおりの給食をつくるのが困難。また、栄養士と同じ目的意識を持っていくことが難しい。</li> <li>・委託業者に勤務する調理員はパート職員が多いため、調理員が頻繁に入れ替わるので調理技術の向上が図りにくい。</li> <li>・学校の日課の変更、予約給食、セレクト給食、希望献立などの配慮が難しい。</li> <li>・アレルギーをもつ児童・生徒への個別対応は経験年数の浅いパート調理員では難しい。</li> <li>・災害時における炊き出しなどの対応が困難。</li> </ul>

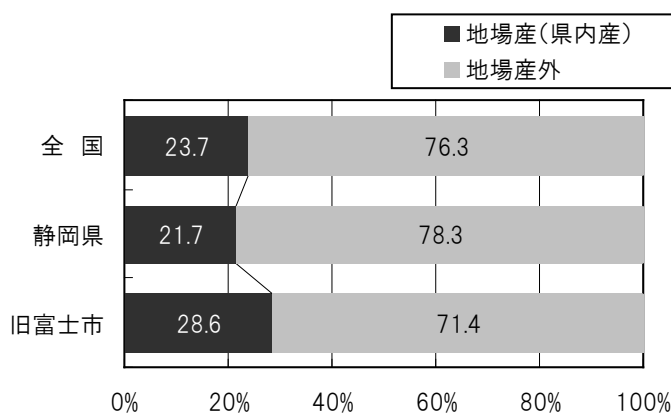
②学校給食での県内産物の使用状況

旧富士市の学校給食における県内産物の使用割合は、全国や県と比較すると、その割合は高いものの、3割弱（品数換算）の状況です。

野菜に限って見ると、県内産野菜の使用割合も3割弱（重量換算）となっています。

図29 学校給食における県内産物の利用割合

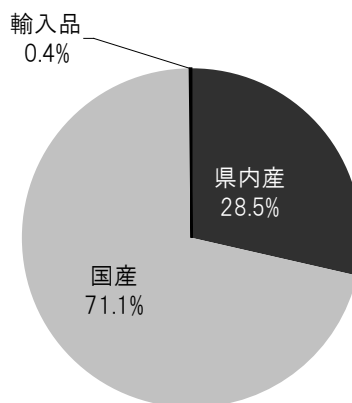
学校給食での県内産物の利用状況（食品数換算）を見ると、旧富士市では28.6%と、静岡県や全国と比較するとやや割合が高くなっています。



資料：地場農畜水産物の使用状況調査(平成18年)  
※使用した食品のうち地場産(県内産)の食品数をカウントし、その割合を算出

図30 学校給食における県内産野菜の利用割合(旧富士市)  
(重量換算)

学校給食における野菜の利用割合（重量換算）は、県内産が28.5%、国産が71.1%となっていて、輸入品は0.4%とほとんど利用されていません。



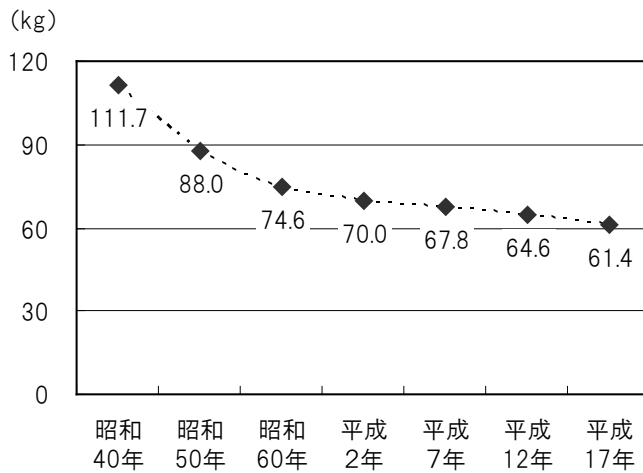
資料：学校給食における地場産品導入状況調査(青果物)  
(平成18年：富士市学校給食地場産物導入協議会調査)



(7) 食品の消費状況の変化

食生活の洋風化にともない、米の消費量は大きく減少していますが、畜産物や油脂類などの消費量は増加の傾向にあります。

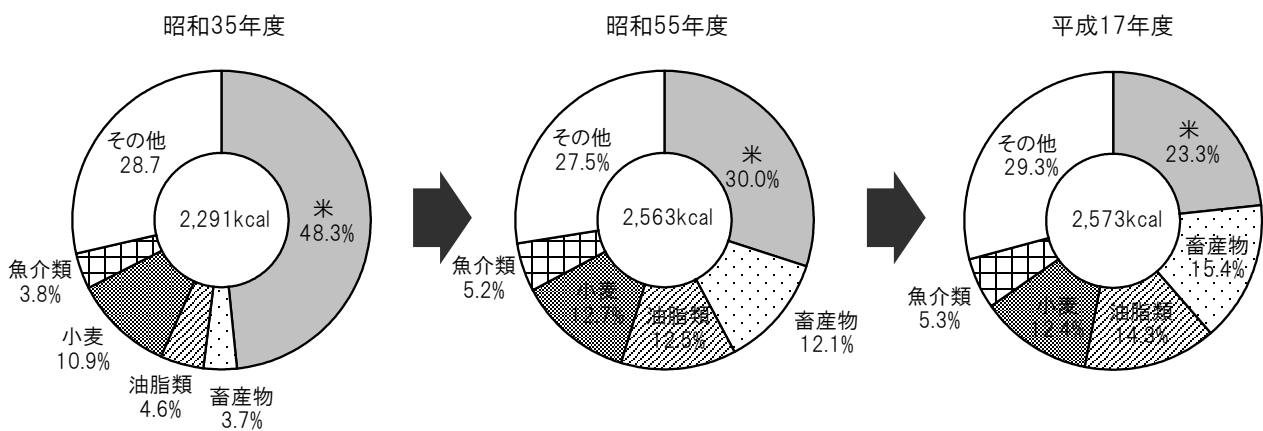
図31 国民1人当たりの米の年間消費量



資料：農林水産省「食糧需給表」

国民1人当たりの米の年間消費量は年々減少しており、平成17年では年間61kgまで減少しています。昭和40年には1人1食当たりごはんに換算すると235g食べていましたが、平成17年には130gと100gも減少しています。

＜図32 日本人1人1日当たりの食べ物の割合の変化（カロリーベース）＞

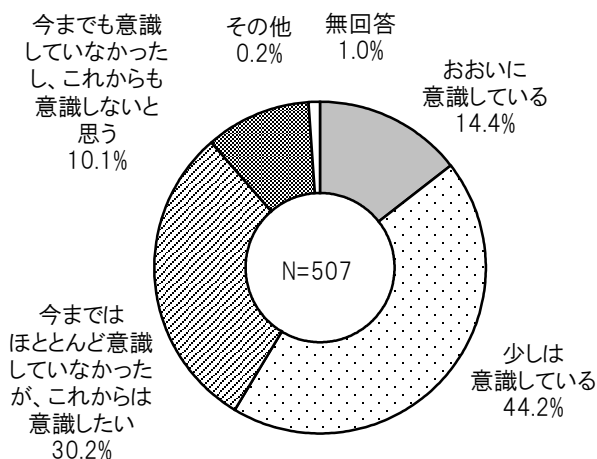


資料：農林水産省「食料需給表」

### (8) 地産地消について

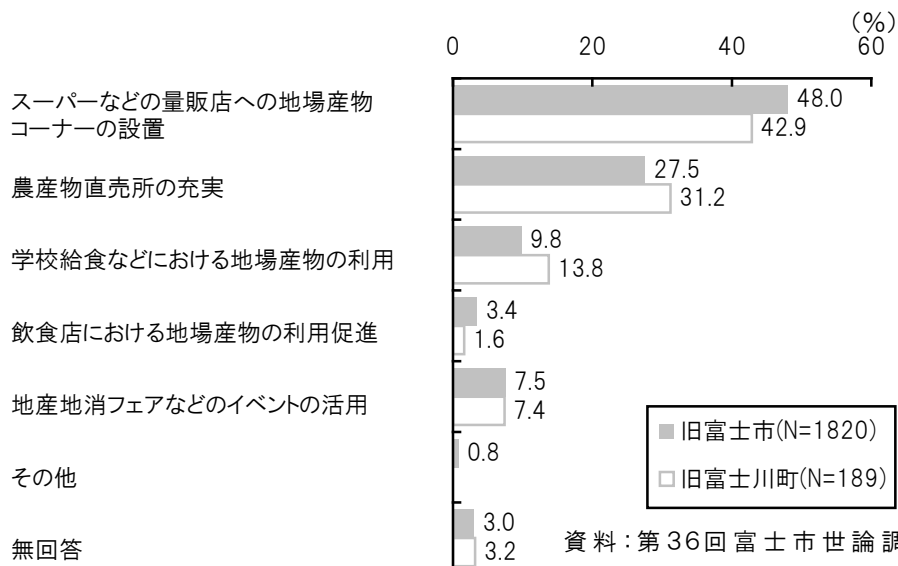
<図 33 地産地消に対する意識(旧富士市)>

ふだんの「地産地消」に対する意識については、「少しは意識している」が44.2%となっており、「おおいに意識している」の14.4%と合わせると、6割弱の人が“意識している”と回答しています。



資料：公共サービスのあり方に関する市民アンケート調査(平成17年)

<図 34 地産地消を推進するために効果的な方法>

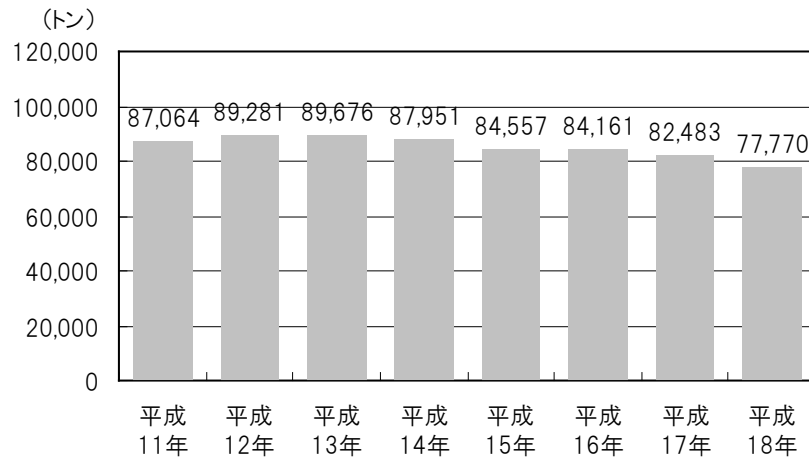


資料：第36回富士市世論調査(平成19年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

地産地消を推進するための効果的な方法については、旧富士市、旧富士川町とも同様の傾向がみられ、「スーパーなどの量販店への地場産物コーナーの設置」をあげる人が旧富士市で48.0%、旧富士川町で42.9%と最も多く、次いで「農産物直売所の充実」が旧富士市で27.5%、旧富士川町で31.2%、「学校給食などにおける地場産物の利用」が旧富士市で9.8%、旧富士川町で13.8%などと続いています。

(9) ごみについて

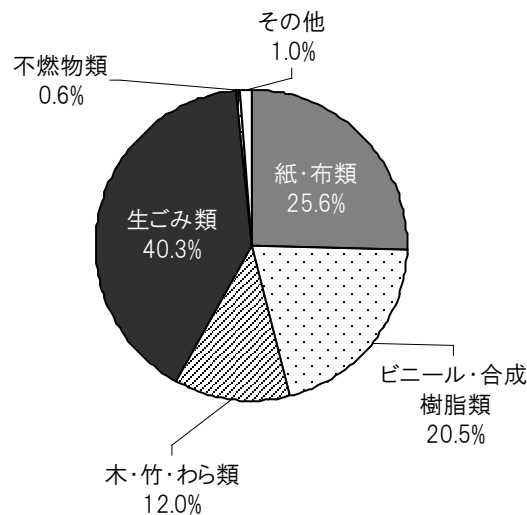
図35 可燃ごみ量の推移(旧富士市)



資料:富士市環境衛生事業概要

旧富士市の可燃ごみ量は平成13年までは増加の傾向にありましたが、平成14年以降は減少の傾向にあります。

図36 平成18年度可燃ごみの中身(旧富士市)



資料:富士市環境クリーンセンター廃棄物処理実績報告書

旧富士市の可燃ごみの約40%を生ごみ類が占めています。

## (10) 市民の食育への関心等について

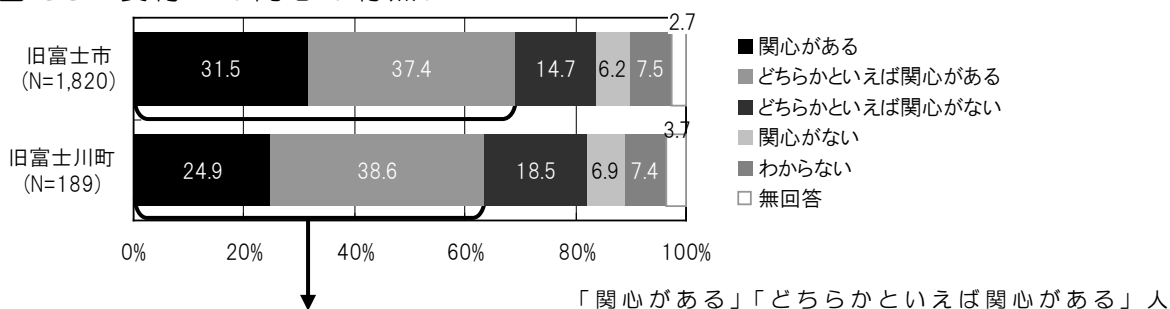
< 図 37 食育という言葉の認知度 >



資料：第 36 回富士市世論調査(平成 19 年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

「食育」という言葉や意味についてどの程度知っているか尋ねたところ、旧富士市では「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」人が最も多く、「言葉も意味も知っていた」と合わせて約 8 割の人が「食育」という言葉を知っており、認知度は高いといえます。旧富士川町でも同様の傾向となっていますが、「言葉も意味も知っていた」人は旧富士市に比べると低くなっています。

< 図 38 食育への関心の有無 >



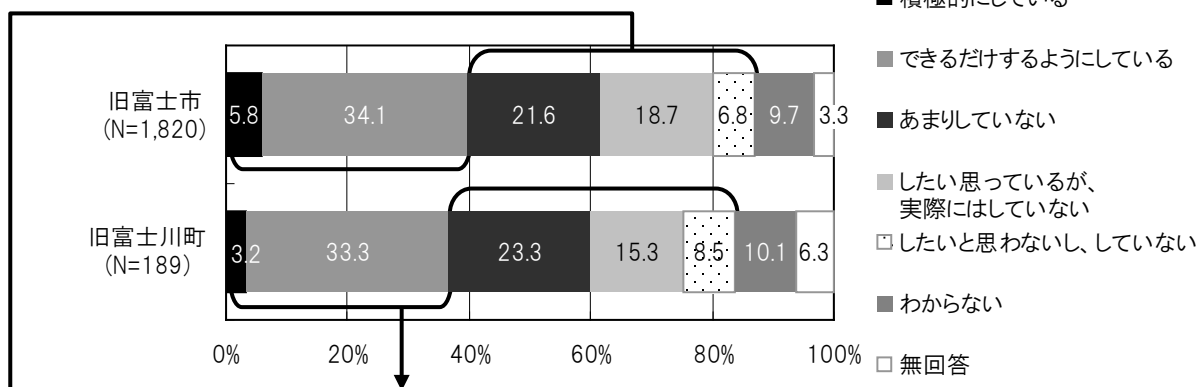
【食育に関心がある理由】(複数回答)			旧富士市 : N=1,254	旧富士川町 : N=120
1 位	旧富士市… 子どもの心身の健全な発育のために必要だから	72.9%		
	旧富士川町… 生活習慣病(ガン・糖尿病)の増加が問題になっているから	78.3%		
2 位	旧富士市… 食生活の乱れが問題になっているから	68.7%		
	旧富士川町… 子どもの心身の健全な発育のために必要だから	65.0%		
	食生活の乱れが問題になっているから	65.0%		
3 位	旧富士市… 生活習慣病(ガン・糖尿病)の増加が問題になっているから	66.5%		
	旧富士川町… 肥満ややせすぎ	50.0%		

資料：第 36 回富士市世論調査(平成 19 年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

食育への関心については旧富士市、旧富士川町とも「どちらかといえば関心がある」人が最も多く、「関心がある」と合わせて、約 6～7 割の人が関心を持っており、関心がある理由としては、旧富士市では「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」が、旧富士川町では「生活習慣病(ガン・糖尿病)の増加が問題になっているから」がそれぞれ 1 位となっています。



< 図 39 食育に関する活動・行動状況 >



「積極的にしている」または「できるだけするようにしている」人のみ

【具体的な食育に関する活動・行動】(複数回答) 旧富士市：N=726 旧富士川町：N=69

1位：旧富士市…栄養バランスのとれた食生活の実践	81.8%
旧富士川町…栄養バランスのとれた食生活の実践	84.1%
2位：旧富士市…より安全な食品の購入	70.1%
旧富士川町…より安全な食品の購入	72.5%
3位：旧富士市…農業生産活動への参加・体験	12.3%
旧富士川町…農業生産活動への参加・体験	10.1%

「あまりしていない」または「したいと思っているが、実際にはしていない」  
または「したいとも思わないし、していない」人のみ

【食育に関する活動・行動をしない理由】(複数回答) 旧富士市：N=857 旧富士川町：N=89

1位：旧富士市…食事や食生活への関心はあるが、仕事や趣味などで忙しいから	45.9%
旧富士川町…食事や食生活への関心はあるが、仕事や趣味などで忙しいから	43.8%
2位：旧富士市…食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要	25.9%
旧富士川町…「食育」自体についてよく知らないから	32.6%
3位：旧富士市…「食育」自体についてよく知らないから	19.0%
旧富士川町…食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要	29.2%

資料：第36回富士市世論調査(平成19年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

食育に関する活動や行動を「積極的に」または「できるだけ」している人は旧富士市、旧富士川町とも約3～4割おり、具体的活動・行動としては「栄養バランスのとれた食生活の実践」を行っている人が最も多く、次いで「より安全な食品の購入」であり、この2つを実践している人が圧倒的に多い状況です。

また、食育に関する活動や行動をしていない人は旧富士市、旧富士川町とも5割おり、そのうちの4～5割が「食事や食生活への関心はあるが、仕事や趣味などで忙しいから」との理由をあげています。



< 旧富士市・旧富士川町における食育への取組みに求めるもの > (複数回答)

旧富士市：N=1,820		旧富士川町：N=189	
1位	旧富士市…食品の安全・安心の確保	60.5%	
	旧富士川町…食品の安全・安心の確保	55.0%	
2位	旧富士市…家庭における食育の推進	46.0%	
	旧富士川町…家庭における食育の推進	38.1%	
3位	旧富士市…学校、保育所などにおける食育の推進	26.8%	
	旧富士川町…学校、保育所などにおける食育の推進	29.6%	

資料：第36回富士市世論調査(平成19年)  
富士川町「食育」に関するアンケート調査

旧富士市、旧富士川町において求める食育への取組みについては、旧富士市、旧富士川町とも「食品の安全・安心の確保」が最も多く、次いで「家庭における食育の推進」「学校、保育所などにおける食育の推進」となっています。

## 第3章 計画の基本的考え方と方向性

食でむすぶ山盛りのしあわせ

# 富士山おむすび計画 体系図

キーワードは



## 基本理念

食で育む健全な心とからだ

市民：実 現

### 市民行動目標（めざす市民像）

#### おいしくごはん 今日も元気

- ★毎日お米を食べよう
- ★食事バランスガイドを活用しよう
- ★標準体重を知ろう・体重を量ろう
- ★歯を大切にしておいしく食べよう

#### むかい合って 楽しい食卓

- ★早寝・早起きして朝ごはんを食べよう
- ★むかい合ってみんなで食べよう
- ★姿勢を正して食べよう

#### するがの恵みに 感謝の気持ち

- ★心をこめていただきます・ごちそうさまを言おう
- ★旬の食材・地元の食材を味わってみよう
- ★買・作・食3つの「すぎない」生活を心がけよう
- ★生ごみ削減・リサイクルに取り組もう

#### ひとりひとりが 主役の食育

- ★作物をつくってみよう
- ★台所に立ってみよう
- ★食に関心をもとう
- ★富士市の食育を広めよう

行政：市民を支援

#### 1 生活習慣病予防と 日本型食生活の推進

- (1) 米を中心とした日本型食生活の推進
- (2) 食事バランスガイドの活用促進
- (3) 生活習慣病予防に関する指導の充実
- (4) 歯の健康に関する指導の充実
- (5) 食物アレルギーへの対応の充実

#### 2 健全な食習慣の 確立

- (1) 食卓を囲む重要性の普及
- (2) 「早寝・早起き・朝ごはん運動」の普及
- (3) 食事作法の習得推進

#### 3 地産地消の推進 と環境との調和、 食文化の継承

- (1) 地産地消の推進
- (2) 学校給食への地場製品の導入拡大
- (3) 食品廃棄物の発生抑制や再生利用
- (4) 食文化伝承活動の推進

#### 4 体験活動の推進 と知識の普及、人 材の育成

- (1) 農林漁業体験の推進
- (2) 調理実習の機会拡充
- (3) 食に関する知識の普及
- (4) 消費者に対する食品の安全性の情報提供
- (5) 食育推進に関わる人材の育成
- (6) 市民食育活動への支援

### 施策の基本方針と取り組み内容

## 第3章 計画の基本的考え方と方向性

### 1 目標キャッチフレーズと市民行動目標

食育を推進していくためには、市民一人一人の行動がとても大切です。市民が食育について理解しやすく、また実践できるように、目標キャッチフレーズと市民行動目標を掲げます。

【目標キャッチフレーズ】

【市民行動目標】

おいしくごはん  
今日も元気

- 毎日お米を食べよう
- 食事バランスガイドを活用しよう
- 標準体重を知ろう・体重を量ろう
- 歯を大切にしておいしく食べよう

むかい合って  
楽しい食卓

- 早寝・早起きして朝ごはんを食べよう
- むかい合ってみんなで食べよう
- 姿勢を正して食べよう

するがの恵みに  
感謝の気持ち

- 心をこめて いただきます  
ごちそうさま を言おう
- 旬の食材・地元の食材を味わってみよう
- 買・作・食（かう・つくる・たべる）  
3つの「すぎない」生活を心がけよう
- 生ごみ削減・リサイクルに取り組もう

ひとりひとりが  
主役の食育

- 作物をつくってみよう
- 台所に立ってみよう
- 食に関心をもとう
- 富士市の食育を広めよう

## 2 施策の基本方針と取り組み内容

基本理念、及び市民行動目標の実現のため、今後の施策の基本方針と取り組み内容を示し、食育を推進します。

### 【基本方針と取り組み内容】

#### 1. 生活習慣病予防と日本型食生活の推進 【おいしくごはん 今日も元気】

---

- (1) 米を中心とした日本型食生活の推進
- (2) 食事バランスガイドの活用促進
- (3) 生活習慣病予防に関する指導の充実
- (4) 歯の健康に関する指導の充実
- (5) 食物アレルギーへの対応の充実

#### 2. 健全な食習慣の確立 【むかい合って 楽しい食卓】

---

- (1) 食卓を囲む重要性の普及
- (2) 「早寝・早起き・朝ごはん運動」の普及
- (3) 食事作法の習得推進

#### 3. 地産地消の推進と環境との調和、食文化の継承 【するがの恵みに 感謝の気持ち】

---

- (1) 地産地消の推進
- (2) 学校給食への地場製品の導入拡大
- (3) 食品廃棄物の発生抑制や再生利用
- (4) 食文化伝承活動の推進

#### 4. 体験活動の推進と知識の普及、人材の育成 【ひとりひとりが 主役の食育】

---

- (1) 農林漁業体験の推進
- (2) 調理実習の機会拡充
- (3) 食に関する知識の普及
- (4) 消費者に対する食品の安全性の情報提供
- (5) 食育推進に関わる人材の育成
- (6) 市民食育活動への支援

### 3 施策推進にあたっての指標

施策を推進していくにあたり、成果や達成度を客観的な指標により把握できるよう目標値を設定します。現状値は、現在把握している直近実績値とし、平成25年度の目標値は、国や県の目標値を参考に設定しており、富士市独自の指標については関係課の意向及び関係計画と整合性を図り設定しています。

目標		対象	現状値 (直近実績値)	平成25年度 目標値	(備考) 現状値調査資料	
お	日本独自の食生活の実践 や栄養バランスに気をつけて いる市民の割合	20歳 以上	62.4%	70.0%	富士市世論調査 (平成19年)	
	食事バランスガイド等を 参考に食生活を送っている 市民の割合	20歳 以上	48.9% <sup>注1)</sup>	60.0%	富士市世論調査 (平成19年)	
	肥満傾向児の割合	中学生 (12~14歳)	11.2%	8.0%	学校保健ふじ (平成19年)	
	LDLコレステロールが高い 生徒の割合	中学 1年生	11.8%	8.0%	学校保健ふじ (平成19年)	
	肥満(BMI25以上)の割合 (30歳以上)	30歳 以上	男性	28.3%	25.0%	富士市生活習慣実態調査 (平成18年)
			女性	13.4%	11.0%	
	腹囲をコントロールするた めに食事や運動などの生活 習慣に気をつけている市民 の割合	20歳 以上	57.3%	65.0%	富士市世論調査 (平成19年)	
	小中学生う歯罹患率	小学生	小学生 68.2%	65.0%	学校保健ふじ (平成19年)	
		中学生	中学生 57.7%	50.0%		
定期的に歯科検診を 行っている人の割合	20歳 以上	壮年期	18.8%	40.0%	富士市生活習慣実態調査 (平成18年)	
		中年期	18.5%	30.0%		
む	朝食をとっている市民 の割合	保育所児	88.9%	100.0%	公立保育園朝食摂取調査 (平成19年)	
		幼稚園児	99.0%	100.0%	静岡県朝食摂取状況調査 (平成19年)	
		小学生	97.6%	100.0%		
		中学生	94.9%	100.0%		
		高校生	94.8%	100.0%		
		20代男性	52.3%	80.0%	富士市生活習慣実態調査 (平成18年)	
	20代女性	68.1%	85.0%			
	食を通じたコミュニケーション を充実させている市民の 割合	20歳以上	42.0%	50.0%	富士市世論調査 (平成19年)	
	食事に関する作法に気をつ けている市民の割合	20歳以上	45.2%	50.0%	富士市世論調査 (平成19年)	

目標		対象	現状値 (直近実績値)	平成25年度 目標値	(備考) 現状値調査資料
す	地産地消を意識している 市民の割合	20歳以上	58.6%	80.0%	公共サービスのあり方に関する 市民アンケート調査 (平成17年)
	学校給食に県内産物を使用する 割合(品数換算)	市内 小中学校	28.6%	35.0%	地場農畜水産物の使用状況 調査(平成18年)
	学校給食に県内産野菜を使用する 割合(重量換算)	市内 小中学校	28.5%	35.0%	富士市学校給食地場産品 導入協議会調査 (平成18年)
	保育所給食に県内産野菜を使用する 割合(重量換算)	市内 保育所	25.6%	30.0%	保健医療課調べ
	行事食*を取り入れている 市民の割合	20歳以上	調査実績なし	60.0%	-
	食べ残しや破棄を減らすために 気をつけている市民の割合	20歳以上	90.1%	95.0%	富士市世論調査 (平成19年)
び	農林漁業体験学習に取り組んでいる 保育所・幼稚園・小中学校の割合	市内認可 保育所、 幼稚園、 小中学校	80.0%	90.0%	農林漁業体験学習調査
	過去3年間に農業体験をしたことのある 市民の割合	20歳以上	43.3%	50.0%	富士市世論調査 (平成19年)
	みずから料理に取り組んでいる 市民の割合	20歳以上	48.7%	60.0%	富士市世論調査 (平成19年)
	食育の指導計画を策定している 保育所・幼稚園・小中学校の割合	市内認可 保育所、 幼稚園、 小中学校	調査実績なし	100.0%	-
	食育に関心をもっている 市民の割合	20歳以上	68.9%	90.0%	富士市世論調査 (平成19年)
	食品の安全性に関する基礎的知識を もっている市民の割合	20歳以上	調査実績なし	60.0%	-

注1) 計画書21ページの「健全な食生活を実践するために参考にしている指針」において、「特に参考にしていない」(41.0%)、「わからない」(4.3%)、「無回答」(5.8%)を除いた割合として設定している。

\* 行事食

季節折々の伝統行事などの際にいただく料理、特別な行事の時の華やいだ食事のこと。大晦日の年越しそば、正月のおせち料理など。



## 4 関係者の役割

食育を効果的に推進していく上で、市民、関係者及び行政の役割はとても重要になります。そこで、それぞれの役割を示し、食育を推進していきます。

### (1) 市民の役割

食育の主役は、市民です。子どもから高齢者まで、健康な人も疾病を持つ人も障害のある人もすべての市民が食に対する関心を深め、市民一人一人が、それぞれの状況に応じた食育活動を実践することが大切です。

また、地域・家庭においては、食卓づくりを女性だけに任せるのではなく、男性も子どもも積極的に参加し、「自分で食材を選び調理できる能力」「家族が食卓を囲んだ楽しい食事」「主食、主菜、副菜の揃った食事の普及」「食べ残しや廃棄をなくし、いただきますの挨拶で食べ物に感謝を」「食事マナーの習得」などの食育活動に積極的に取り組み、体の健康だけでなく心の健康、社会性の発達も促すことが求められます。

### (2) 地域の役割

地域においては、子ども会、町内会、ボランティア団体、関係団体等により、さまざまな機会を利用して、また、学校、行政、関係団体と連携して、食育の普及啓発に努めます。

### (3) 保育所、幼稚園、学校などの役割

保育所、幼稚園、学校などの関係者は、生涯の食行動の基礎をつくる重要な時期を支えるため、食育を行うための資質向上に努めるとともに、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者など多くの関係者と連携し、さまざまな機会をとらえ、食育を総合的に推進する必要があります。

食育を通じた精神や社会性の発達にも考慮し、望ましい食習慣、食に関する知識の習得、給食や体験活動を通じ、食への興味や理解の促進などを図ることで、子どもをはじめ地域・家庭への食育効果が期待されます。

また、富士市の学校給食は、本計画期間中においては、直営で行っている単独校調理場方式と共同調理場方式の2方式を堅持し、児童・生徒に食の大切さを伝えます。

食育とあわせて、生活習慣病予防対策の強化を図ります。

#### (4) 農林漁業者などの役割

農林漁業者及び関係団体は、地産地消の実現のため、地元の食材を活かした料理や旬の素材が市民や学校などに積極的に取り入れられるよう、関係団体と連携し推進することが期待されます。また、農林漁業畜産体験活動を通じ、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性を広く市民に周知すること、「農」のもつ、自然環境の保全、景観の創出、人間性の再生、伝統文化の伝承などの側面を伝えることもなども期待されます。

#### (5) 食品関連事業者などの役割

市民の食生活に一番身近な関係者でもある食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供を行う事業者及び関係団体には、事業活動を行うにあたって、食品購入や外食などの機会にわかりやすい情報の提供、生産者と消費者の距離を近づける努力、ヘルシーメニューの提供など、さらに積極的に食育の推進に努めるとともに市が実施する食育推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

#### (6) 行政の役割

市は「富士山おむすび計画（富士市食育推進計画）」に基づき、食育を市民運動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当部署を中心に庁内及び国・県と連携を図り、食生活や健康づくりの基本である家庭をはじめ、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体、企業などにおける自主的な取り組みを支援します。

また、目標の達成状況を含め、その進捗状況を適切に把握し、関係者だけでなく、広く市民にも明らかにするように努めます。

## 5 ライフステージ別行動指針

生涯を通じ、生き生きと生活するための基本である食を営む力は、ライフステージに応じた豊かな食習慣の積み重ねにより育まれます。本計画では、以下の6つのライフステージに区分し、それぞれの年代の特徴、課題に応じた食育への取り組みを推進していきます。

### 【妊娠期】出産に向け、健全な子どもの基礎をつくるために重要な時期

近年、若い女性のやせ（痩身）志向が顕著となり、妊娠期にある女性においてもその傾向が見られるようになりました。妊婦の不適切な食事制限は、低出生体重児の増加など、胎児にも大きな影響を及ぼします。

この時期は、本人のみならず、子どもや家族の健康づくりにつながる食の大切さについて自覚し、食生活を見直すために重要な時期です。食に関する知識や技術をより高められるような取り組みを推進していきます。

ライフステージ別  
食生活指針

食に関する知識・技術を習得しましょう

### 【<sup>0</sup>乳幼児期<sup>5歳</sup>】食習慣の基本を身につける時期

この時期は、生涯のうちで最も成長が著しく、適正な栄養摂取がより必要とされる時期です。また、健康的な食習慣の基本を確立するとともに、人間形成の基礎を培う重要な時期でもあります。食事のリズムや食事のマナーなどを身につけ、むかい合ってみんなで食べる楽しさを知ることで、食への興味や関心が高まるような取り組みを推進していきます。その他、生涯おいしく食べることができる基本である歯の健康増進のため、ブラッシング指導やフッ化物塗布の推進などにも取り組めます。

ライフステージ別  
食生活指針

食事リズムを身につけて、食に関する基礎をつくりましょう



## 【<sup>6</sup>歳期 ~ <sup>19</sup>歳期】食習慣の基礎が完成し、自己管理ができる時期

食生活の多様化は、大人だけでなくこの時期の子どもたちにも、小児生活習慣病や過度のダイエットによるやせ（痩身）の増加をもたらしています。また、作物や料理をつくる機会が減り、食のありがたみを感じにくくなっています。

この時期は、心身ともに成長し、食習慣の基礎が完成する時期ですが、特に思春期は、心の問題や食習慣の乱れが生じやすい時期でもあります。小・中学校、高校を通し、一環した取り組みの中で、食に関する知識や技術を身につけながら、食事の選択や判断など、自己管理ができるようになることが望まれます。食についての情報を広く取り入れ、調理体験や農業体験学習などの取り組みを通じ、食を大切に作る心が育まれるよう推進していきます。また、心の安定に通じる食卓でのコミュニケーションを推進していきます。

ライフステージ別 食生活指針	正しい食行動を習得し、 自分の食事を管理できるようになりましょう
-------------------	-------------------------------------

## 【<sup>20</sup>歳代】健康的な食生活を実践し、体力の維持・増進に努める時期

就職や結婚、妊娠・出産などにより、生活が大きく変化するこの時期は、忙しさなどから欠食や中食・外食などを利用する頻度が増えるなど、食生活が乱れやすく、肥満につながりやすい時期です。

この時期の食生活が、次のライフステージ以降の健康状態へ大きく影響を及ぼすことから、これまで身につけてきた食に関する知識や技術をさらに発展させ、健康的な食習慣の確立が図られるような取り組みを推進していきます。

ライフステージ別 食生活指針	健康的な食生活の実践で、 健やかな生活リズムを身につけましょう
-------------------	------------------------------------

30歳～60歳代

**【壮中年期】健康的な食生活を実践し、生活習慣病の予防に努める時期**

この時期は、社会や家庭などで重要な役割を担うことから、多忙による不十分な健康管理や、これまでの食生活を含めた生活リズムの乱れなどに起因する生活習慣病が顕著になる時期です。

また、歯の喪失原因といわれる歯周病にかかりやすくなる時期でもあります。

正しい知識を持ち、健康に関するさまざまな情報に惑わされることなく、個々の健康に配慮した食生活が送れるよう、メタボリックシンドローム予防や歯周病予防についての取り組みを推進していきます。

ライフステージ別  
食生活指針

自分にあった食生活を実践するとともに、  
家庭や地域でも食に関する取り組みをしましょう

70歳以上

**【高齢期】食を楽しみながら、次世代に食の大切さを伝えていく時期**

この時期は活動量や口腔機能の低下、嗜好の変化などにより、栄養バランスのとれた食事を十分摂取できず、低栄養状態になりやすい時期です。また、一人暮らし世帯・高齢者世帯の増加など家族形態の変容により、食を通じたコミュニケーションをとる機会が減少し、次世代に食文化を伝承する機会が失われつつあります。

いつまでも元気に楽しみながら食事ができるよう、栄養バランスのとれた食生活の実践や口腔機能の低下防止といった取り組みとともに、今まで培ってきた豊富な食知識や経験を次世代へと伝承できる機会の増加を図ります。

ライフステージ別  
食生活指針

健康状態に合わせた食生活の実践と、  
食文化などの知識を次の世代に伝えましょう

## 6 食の安全・安心についての考え方

食の安全・安心は、私たちの食生活を支える最も重要な要素の一つです。富士市食育推進計画においては、国や県と連携を図りつつ、以下のような考え方で、食の安全・安心に関わる取り組みを進めます。

- 消費者が食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、食を自らの判断で正しく選択するために必要な食に関する幅広い情報を多様な手段で提供します。
- 食に関する理解を深め、不安を軽減することを目的に、市民が生産から消費に至るまでの食に関する体験活動に参加する機会を提供します。
- 生産者と消費者の信頼関係の構築と、「顔が見える」地場産物の消費を進めることで、食の安心につながるよう、地産地消を推進します。

### 【食の安全・安心に関する国の取り組み】

国では、食の安全・安心に関して、以下のような取り組みを実施しています。

農林水産省では、

- 農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保
- 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
- 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
- 消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映
- 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

厚生労働省では、

- 輸入食品の安全確保
- 食品添加物の安全確保
- 食中毒防止対策
- 一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度の施行

### 【食の安全性に関する静岡県の取り組み】

静岡県では、食の安全性に関して、以下のような取り組みを実施しています。

- 食品安全教育の開催
- インターネット等による食品安全情報の提供
- 食の安全推進のための意見交換会や食の安全推進に関するタウンミーティングの開催
- 食の総合相談窓口による対応
- 食品表示に関する受付窓口の設置
- 製造、加工、販売業者等への適正表示の指導の実施
- 「しずおか農水産物認証制度」やトレーサビリティの推進

#### 【しずおか農水産物認証制度】



認証を受けると、生産物に左の認証マークをつけて販売することができます。（静岡県）





## 第4章 具体的な取り組みの内容



## 第4章 具体的な取り組みの内容

### 1 生活習慣病予防と日本型食生活の推進

#### 【おいしくごはん 今日も元気】

毎日の食生活が心身の健康に大きく関係しているため、食と健康に関する正しい知識の普及や健全な食生活の実践を推進することは、重要な取り組みとなります。富士市では、市民一人一人が健全な食生活を実践できる力を養えるよう、情報提供や栄養指導を充実し、健康の保持・増進と豊かな人間形成をめざしていきます。

#### 市民行動目標

毎日お米を食べよう

食事バランスガイドを活用しよう

標準体重を知ろう・体重を量ろう

歯を大切にしておいしく食べよう

#### (1) 米を中心とした日本型食生活\*の推進

- i) お米の消費が減少し、脂質の過剰摂取や栄養バランスの偏りなどが問題視されています。市民一人一人の望ましい食習慣の実現のため、普及啓発や食生活講座の開催などにより、日本型食生活を推進していきます。

学校教育課 こども保育課 健康対策課

- ii) 学校給食において「おむすび給食」を実施し、日本型食生活を推進します。

学校教育課

- iii) 「おむすびの日」をPRし、日本型食生活の推進と、食料自給率向上のための米消費の大切さを啓発します。

保健医療課

#### \* 日本型食生活

「伝統的な日本型の食生活」で食べられていたものは、「ごはん」を中心として、大豆、野菜、魚などを、しょうゆ、みそ、だしを使って調理されたものでした。このようなパターンに畜産物や油脂類、果物の消費が増え、昭和50年頃には、お米を中心とした健康的で豊かな我が国独自の「日本型食生活」が実現しました。その後、日本型食生活は、欧米諸国の食生活と比較して国際的に評価され、日本でも見直されています。右の写真は代表的な日本型食生活の食事内容です。



資料：平成19年度版食育白書 内閣府

～1月17日は「おむすびの日」～

1月17日は、阪神・淡路大震災の日であり、豊かな、飽食の暮らしが根本から問い直された日でもあります。

食べ物もなく、不安のどん底にいた被災者は、ボランティアによる炊き出し(おむすび)に助けられました。この大震災での体験をきっかけに、「ごはんを食べよう国民運動」がはじまりました。

いつまでも食料、とりわけ米の重要性、ボランティアの善意を忘れないため、ごはんを食べよう国民運動推進協議会が1月17日を「おむすびの日」と決めました。



(2)「食事バランスガイド」\*の活用促進

i) 食事バランスについて正しく理解し、望ましい食生活を実践していけるよう、「食事バランスガイド」の普及・啓発を図ります。

学校教育課 こども保育課 まちづくり課 健康対策課 市民安全課

**食事バランスガイド**  
あなたの食事は大丈夫?

1日分	料理例
<b>5-7 主食(ごはん、パン、麺)</b> つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = コシヒカリ1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ローソクパン 15つ分 = コシヒカリ1杯、うどん1杯、もやし1杯、スリラチャー
<b>5-6 副菜(野菜、きのこ、いも、海藻料理)</b> つ(SV) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ、お豆腐の味噌汁、高たんぱく味噌汁、ほうろ餅、ひじきの味噌汁、煮豆 2つ分 = 野菜の味噌汁、野菜炒め、芋の煮っころし
<b>3-5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理)</b> つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 鶏肉、卵、豆腐料理、肉のたれ、煮たての肉類 3つ分 = パン・揚げ物、煮物、揚げ物、揚げ物
<b>2 牛乳・乳製品</b> つ(SV) 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳、ヨーグルト、チーズ、スライサー、ヨーグルト 2つ分 = 牛乳1本分
<b>2 果物</b> つ(SV) みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個、りんご半分、バナナ半分、葡萄、ぶどう、りんご、りんご

厚生労働省・農林水産省決定  
※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

\* 食事バランスガイド

平成12年3月に、当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定した「食生活指針」を、具体的な行動に移すためのものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が策定しました。

1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いのか、望ましい食事のとり方やおおよその量が、わかりやすく料理例のイラストで示されています。

## (3) 生活習慣病予防に関する指導の充実

- i) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防や生活習慣病予防のための、各種イベントやリーフレットの配布など、意識啓発を行うとともに、専門医師や管理栄養士、保健師などによる指導を行います。

健康対策課 富士市立中央病院

- ii) 定期的な健康診断などに基づき、食生活の改善の指導ができるよう、各種情報提供を行うなど、健康管理に関する意識啓発を推進します。

国民健康保険課

- iii) 子どもを取り巻く社会環境の変化にともない、増加している小児生活習慣病などの健康問題は、食習慣と密接な関係があります。幼児健診や小児生活習慣病予防検診などを実施し、健康状態を改善するため、専門医師や管理栄養士、保健師、養護教諭などによる指導の強化を図ります。

学校教育課 健康対策課 富士市立中央病院

- iv) 生活習慣病の進行を防ぐため、糖尿病教室や病態別栄養指導を行います。また、ポスター、チラシなどで市民に周知します。

健康対策課 富士市立中央病院

## (4) 歯の健康に関する指導の充実

- i) すべての年代を対象に、食べるためには口の健全性を保つことが重要であるという理解を広め、口腔機能の保持・増進ができるよう普及啓発に努めます。

学校教育課 健康対策課 こども保育課 まちづくり課 介護保険課

- ii) 乳幼児と保護者を対象に、ブラッシング指導やフッ化物の利用を推進し、う歯予防に努めます。また、かむことの大切さの啓発や、かむ力を育てるための食習慣の普及に努めます。

健康対策課

- iii) 20歳以上の人を対象にした歯の健康相談などを実施するなど、8020運動\*を推進します。

健康対策課

## (5) 食物アレルギーへの対応の充実

- i) 家庭及び保育所・学校給食における食物アレルギーの対応について、アレルギー疾患予防検討会において検討し、保育所、学校、医療機関、行政が連携し、指導相談体制を強化していきます。

健康対策課

\*8020 運動

生涯自分の歯で何でも食べられるように、80歳で20本以上の歯を保つことを目標にした運動

## 2 健全な食習慣の確立

### 【むかい合って 楽しい食卓】

食育の基本は毎日の食生活にあります。子どもの頃に身につけた食習慣はその人の一生の食生活の基礎となります。規則正しい食習慣を身につけ、実践していくことは、健やかな身体の発達のみならず、豊かな心の形成にも欠かせないものです。

富士市では、規則正しい食習慣の実践や皆で囲む楽しい食卓を通じ、朝食の欠食などの不規則な食習慣の改善や食事マナーの習得など、生涯を通じた健全な食習慣を身につけていけるよう、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、職場など、社会全体が連携し、食育を推進していきます。

#### 市民行動目標

早寝・早起きして朝ごはんを食べよう

むかいあってみんなで食べよう

姿勢を正して食べよう

#### (1) 食卓を囲む重要性の普及

- i) 食卓における親子間、世代間におけるコミュニケーションや食文化の伝承などの重要性について、乳幼児・学齢期の保護者を対象とした講座や、地域、職場などへの啓発ポスターの配布などを通して普及啓発を行い、食卓を囲む機会の増加、充実の推進を図ります。

こども保育課 商業労政課

#### (2) 「早寝 早起き 朝ごはん運動」の普及

- i) 子どもの生活に関する実態を把握するとともに、基本的な生活習慣を形成し、生活リズムを整えるため、「早寝 早起き 朝ごはん」の大切さについて、保育所、幼稚園、学校での指導や講座などを通じ、普及啓発を行います。

学校教育課 こども保育課 健康対策課

#### (3) 食事作法の習得推進

- i) 保育所や幼稚園、学校、地域などでの食育の取り組みを通じ、保護者に対し食に関する正しい知識や作法、望ましい食習慣に関する情報提供を行い、子どもが日常生活のなかで自然と身につけられるよう普及啓発に努めます。

学校教育課 こども保育課

- ii) 保育所や幼稚園、学校の昼食の時間を通じ、食事マナーや望ましい食習慣を身につけるとともに、友人と一緒に食べる楽しさなどを伝えます。

学校教育課 こども保育課

### 3 地産地消の推進と環境との調和、食文化の継承

#### 【するがの恵みに 感謝の気持ち】

食べ物があふれる現代の日本において、私たちは食べ物が簡単に手に入ることを当然に考え、食に対するありがたさについて忘れがちです。自らの食生活が豊かな自然の恩恵の上に成り立っていることや、生産者などの努力に支えられていることを改めて認識し、食に対する感謝の気持ちを常にもつことができるよう、富士市では食の大切さを伝えられるような取り組みを行っていきます。

#### 市民行動目標

心をこめていただきます・ごちそうさまを言おう

旬の食材・地元の食材を味わってみよう

買・作・食3つのすぎない生活を心がけよう

生ごみ削減・リサイクルに取り組もう

#### (1) 地産地消の推進

- i) 生産者の顔が見える安全で安心な地場産食材\*の生産、消費の促進を支援し、地場産食材をPRするとともに、さらなる消費拡大などを図るため、直売所マップなどによる農水産物直売所の周知やスーパーなどでの地場産品コーナーの拡大に取り組みます。

商業労政課 農政課

- ii) 地場産食材を生産する、調理する、食べるなどという体験から、地場産食材の良さを再認識してもらうため、親子などを対象に地場産食材を使った料理教室や「いちばの朝市」など市民へのPRのためのイベントなどの開催を支援します。

商業労政課 まちづくり課 農政課

- iii) 富士ブランド\*との連携による地産地消の推進を支援します。

商業労政課

- iv) 地場産のお米を学校給食に取り入れ、地産地消を推進します。

学校教育課

#### \* 地場産食材

富士・富士宮・芝川産の食材を指します。

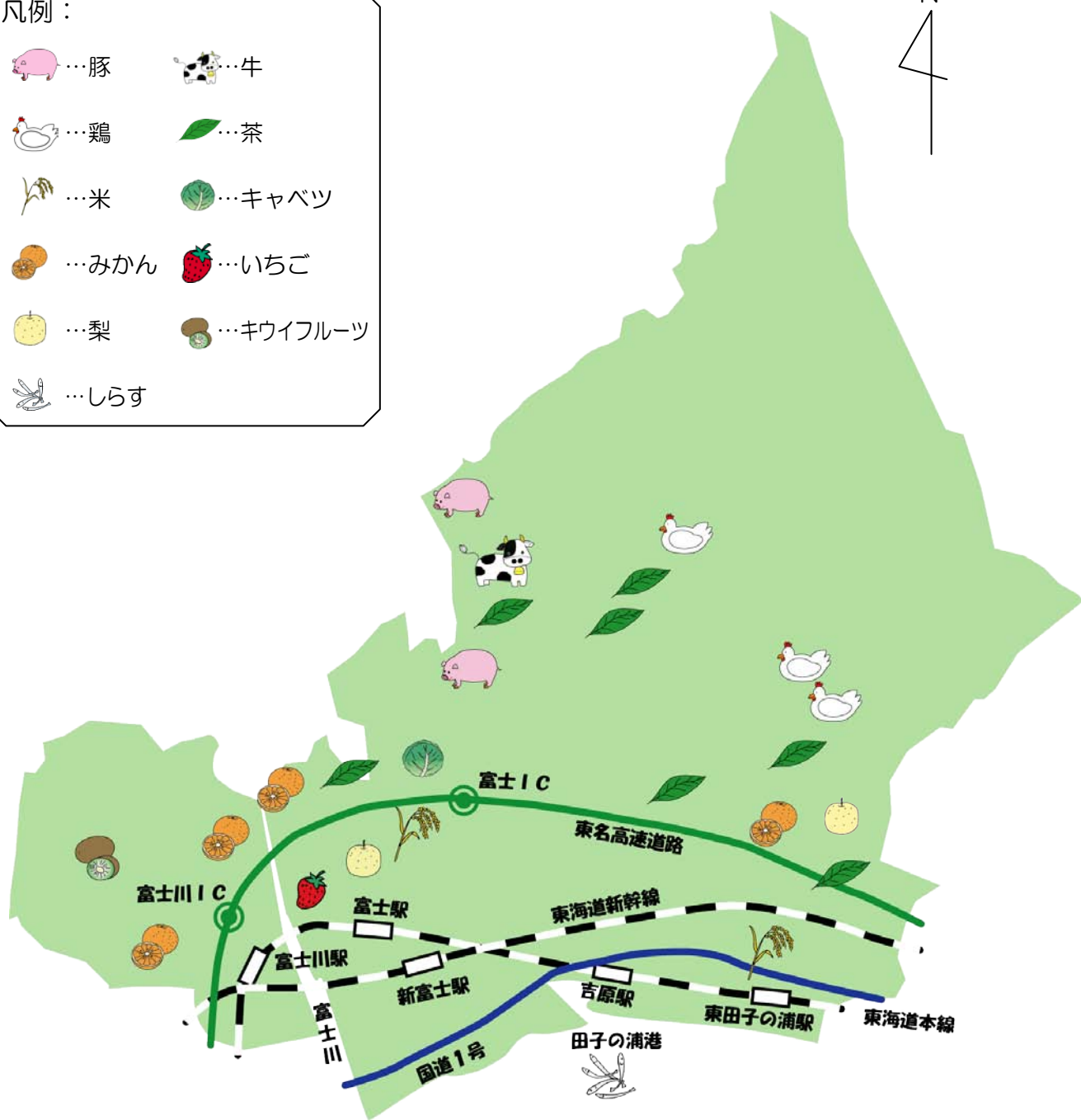
#### \* 富士ブランド

全国に誇ることのできる富士市の素材や名勝、歴史を生かした独自性のある商品や製品、サービスなどに与えられる称号のことです。富士商工会議所 富士ブランド推進会議で認定しています。

【富士市の地場産品マップ】

凡例：

 …豚	 …牛
 …鶏	 …茶
 …米	 …キャベツ
 …みかん	 …いちご
 …梨	 …キウイフルーツ
 …しらす	





## (2) 学校給食への地場産品の導入拡大

- i) 生産者、流通業者、給食関係者、学校関係者、行政機関が連携し、地場産品の学校給食への導入拡大を図ります。

学校教育課

## (3) 食品廃棄物の発生抑制や再生利用

- i) 環境に配慮した食生活を推進するため、買いすぎない・作りすぎない・食べ残しが出ない食生活の普及や、エコクッキング、調理に使用する電気やガスなどを無駄なく利用できる方法、片づけ時に使用する洗剤の使いすぎ防止方法などについて啓発を行います。

学校教育課 まちづくり課 廃棄物対策課 こども保育課

- ii) 食品廃棄物を有効活用するために、家庭用生ごみ処理機の購入補助及び地域生ごみ処理モデル事業、学校への生ごみ処理機の導入に取り組みます。また、生ごみコーディネーターによる出前講座を開催し、生ごみリサイクル（堆肥化）の重要性について普及啓発します。

教育総務課 廃棄物対策課

## (4) 食文化伝承活動の推進

- i) 地域で育まれた郷土料理や、行事食、地域ならではの食材など、地域の食文化を継承するため、高齢者や各種関係団体と協働して、料理教室や普及啓発を行います。また、郷土料理や行事食を取り入れ、季節を感じさせる保育所・学校給食を提供します。

学校教育課 市民安全課 こども保育課 まちづくり課 農政課

- ii) 食は「命を頂く」ということを認識し、感謝の念を抱くとともに命や物を大切に育てられるよう、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつの習慣化の呼びかけを行います。

学校教育課 こども保育課 健康対策課

## ～「いただきます」と「ごちそうさま」～

「いただきます」とは、「私の命の源である動植物の命を頂きます」の意味からきています。古くから人は自然の恵みをもらって生きてきました。自然の恵みとは、言い換えれば、数々の動植物の生命をもらうこと。これらの行為は生きとしいけるものすべてに共通の行為であり、命はつながり合っている（生かされている）ことへの感謝の気持ちを表したものです。

「ごちそうさま」は、「馳走になりました」のことで、「馳」、「走」とともに「はしる」の意味をもちます。人が食べ物を口にするまでには、作物を育て、集め、料理を作り、運んでくれる人など多くの人が関わっています。食事を用意するために走り回ってくれた人に感謝し、ありがたい気持ちを込めて、「ごちそうさまでした」と言っています。

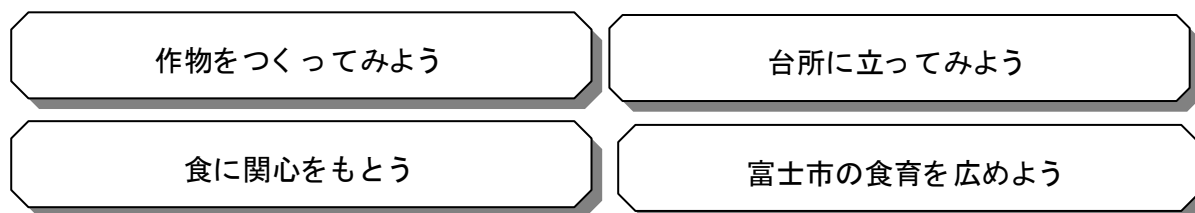
外国では、食事ときに宗教的なあいさつがよく見られますが、この2つは日本独特のあいさつの言葉であり、日本の食文化の素敵な一面です。

## 4 体験活動の推進と知識の普及、人材の育成

### 【ひとりひとりが主役の食育】

子どもから高齢者まで、市民一人一人が、毎日の食が人間の心と体をつくるという視点に立ち、男女共同参画の視点も踏まえ、家庭、地域、社会における各場面において、食への理解を深め、自らの意思で健全な食生活の実践に取り組んでいくことができるよう、富士市では、食に関する体験、知識の普及、人材育成などの推進を、地域全体の連携と協働を図りながら、広く市民運動として展開していきます。

#### 市民行動目標



#### (1) 農林漁業畜産体験の推進

- i) 食を支える農業への理解を深めながら食への感謝の気持ちを育むため、農業者や関係機関・団体の協力を得て、保育所、幼稚園、学校における農林漁業畜産体験活動を推進します。

学校教育課 こども保育課 農政課

- ii) 農産物の生育状況などを実感・体験できるような市民対象の農業体験講座の開催や支援、また、富士市を訪れた観光客と市民の交流を通じ、富士市ならではの農林漁業畜産体験や食体験を推進します。

まちづくり課 農政課 博物館 観光課

- iii) 市民が農林漁業畜産体験に取り組みやすい環境づくりなどの支援を行います。

農政課

- iv) 富士市教育ファーム推進計画（P63 参照）により、継続した農林漁業体験などを行います。

農政課 学校教育課 こども保育課



## 富士市教育ファーム推進計画

### ～農家の元で農業体験～

教育ファームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。なお一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとしします。

(「様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について」(農林水産省消費安全局長通知)より)

#### (ねらい)

食育を推進する一環として、市民が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動への理解を深めることを目的とし、農家の指導のもとで農作業体験を行う。

#### (数値目標)

	(平成20年)		(平成25年)
園児・児童・生徒による農林漁業体験	40校/95校	→	50校/95校
市民農園	118区画	→	150区画
農業アカデミー*受講者	0人	→	50人(延べ)

#### (内容)

一般市民に農業体験をする機会を提供し、農作物の生産・収穫体験を通じ農業に対する理解を深める。

##### ○農業体験希望者に対する体験の場の提供

- ・関係機関と協力し、希望者に耕作する区画を貸し出します。
- ・農家の指導の下に農業体験を行う機会を設けます。

##### ○保育所・学校における農業体験の推進

- ・茶摘み、手揉体験などを体験する機会を設けます。

#### 農業体験の体制の構築

○農業アカデミー実行委員会を組織し、推進体制を整えます。

○農政課と農協が連携し、農業体験を指導してもらう農家を調査します。

○富士市茶手揉保存会や富士のお茶振興推進協議会等、各種農業団体や地区まちづくりセンターと協働し、学校等における農業体験を推進します。

#### \*農業アカデミー

農業アカデミーとは、農業に関心のある市民を対象に、通常の市民農園より大規模の農園を貸し出し、農業者の指導を受けながら長期的に農業を営んでもらう事業。



## (2) 調理体験の機会拡充

- i) 男性も女性も子どもから大人まですべての年代の市民が、調理体験により、料理をつくる楽しさを知り、調理技術の向上が図れるよう、また日々の食事づくりを担う人たちへの感謝の気持ちを育み、食への理解を深めるために、保育所、幼稚園、学校、まちづくりセンターなどにおける調理体験の機会拡充を図ります。また、食生活推進員\*による食育講座の開催を推進します。

学校教育課 商業労政課 こども療育センター こども保育課  
まちづくり課 福祉キャンパスふじやま学園 健康対策課

## (3) 食に関する知識の普及

- i) 効果的に食育をすすめるため、年代別食育指針を設定し、各年代に応じた食育マニュアルの作成をすすめます。

保健医療課

- ii) 食・栄養に関する知識を普及するとともに、体験活動や自ら料理することの大切さを伝えていきます。

健康対策課

### 1) 妊産婦・乳幼児（未就園児）とその保護者を対象とした支援の充実

- i) 「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を図るとともに、「授乳離乳の支援ガイド」に基づいた適切な支援を行います。

健康対策課

- ii) 子どもの健全な発育を促すため、乳幼児の保護者を対象に、母子相談や、乳幼児健康診査などを通じ、望ましい食習慣についての指導を行います。

健康対策課

- iii) 乳幼児とその保護者を対象に、まちづくりセンターや子育て支援センターなどにおいて、講演会や講座を開催し、望ましい食習慣の大切さを伝えていきます。

子育て支援課 まちづくり課

### 2) 保育所・幼稚園を対象とした支援の充実

- i) エプロンシアター、紙芝居などを通じ、食に関する興味関心を高めます。また、保護者を対象とした食育講座を開催します。

こども保育課

- ii) 保育所における給食試食会や給食だよりの発行により、保護者に対し、給食への理解の促進と食に関する知識の普及を図ります。

こども保育課

- iii) 保育計画、幼稚園指導計画のなかに食育に関する内容を盛り込み、計画的に食育を推進していきます。

こども保育課

#### \*食生活推進員

市民への健康的な食生活の普及活動や、食育活動を行っている方々であり、自発的なボランティアです。富士市食生活推進員会に属し、市が行う養成講座、研修会等を受講しています。

## ～おむすびレシピ～



### ◇夕焼けご飯のおむすび

(富士市特産のしらすを使ったおむすびです)

#### ●材料 (6人分)

米	360g
水	540cc
にんじん	小1本
しらす干し	15g
酒	小さじ1・1/2
塩	小さじ1/2
板海苔	適宜

#### ●作り方

- ① 米はといで分量の水に30分浸しておく。
- ② にんじんはすりおろす。
- ③ ①に②のすりおろしにんじんと、しらす、調味料を入れ炊く。
- ④ 炊き上がったご飯を三角型にふんわりとにぎり、のりを巻く。

### ◇お茶の葉と味噌のおむすび

(富士市特産のお茶を使ったおむすびです)

#### ●材料 (6人分)

A) 煎茶 (茶葉)	3g
湯	少量
白みそ	80g
砂糖	30g
みりん	1/6カップ
B) 煎茶 (茶葉)	3g
湯	少量
赤みそ	80g
砂糖	60g
みりん	1/4カップ
ごはん	適宜

#### ●作り方

- ① 茶葉は、少量の湯でゆるめておく。
- ② AとB、それぞれ別々になべに入れて火にかけ、かきまぜてみそがとろりとしたら、火からおろす。
- ③ ごはんをおむすびにし、①を塗って、みそに少し焦げ目がつくまでオーブントースターで焼く。



### 3) 学校を対象とした支援の充実

#### ①給食を活用した食に関する指導の充実

- i) 富士市の学校給食は、単独校調理場方式と共同調理場方式により、地元食材の積極的活用などきめ細かい給食を実施します。また、給食試食会や給食だよりの発行などを活用し、地元食材や献立などの紹介を通して、保護者や地域に対し、給食への理解の促進と食に関する知識の普及を図ります。

学校教育課

- ii) 学校給食の取り組みなどについて広く市民に紹介するため、給食週間に学校給食展を開催し、市民の食に対する関心を高めます。

学校教育課

#### ②教科を通じた食に関する知識の普及

- i) 食べ物の健康との関わりや自然・社会との関係など、生きていく上で食が果たす役割を、教科を通じて学ぶことで、食に関する興味関心を高めます。

学校教育課 吉原商業高校

- ii) 食に関する年間指導計画を作成し、各教科や総合学習、給食において、教諭、栄養士などによる食育推進チームを中心に、食育を計画的に推進していきます。

学校教育課

#### ③保護者を対象とした食に関する知識の普及

- i) 子育て講演会、学校保健委員会において、食育講座を開催し、保護者の食に関する知識の普及に努めます。

学校教育課

### 4) 成人を対象とした支援の充実

社会教育課

- i) 栄養バランスや自分にあった食事の適量など、栄養管理に関する知識を身につけられるよう、パンフレットの発行や、各種イベント、地域や事業所等で行う講座などを通じ、食に関するさまざまな情報を発信します。

健康対策課

## 5) 高齢者・障害者などを対象とした支援の充実

- i) 高齢者やその家族を対象に、介護予防の一環として「栄養改善教室」を開催し、低栄養の予防やバランスのとれた食事に関する知識の普及を図ります。

介護保険課

- ii) 在宅の介護認定者、特定高齢者や障害のある人など、食に関する支援を必要とする人を対象に、配食サービスを実施することにより食の自立を支援し、栄養改善を図ります。

障害福祉課 介護保険課

- iii) 障害のある人が、食を選択する力を身につけるための支援を行います。

福祉キャンパスくすの木学園

## (4) 消費者に対する食品の安全性の情報提供

- i) 広報ふじや市ウェブサイトなど多様な情報媒体を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。

保健医療課 広報広聴課

- ii) 市が委嘱した消費生活モニターに対して、賢い消費者を目指すことを目的に、学習会などを通じ、食に関する情報を提供していきます。

市民安全課



### (5) 食育推進に関わる人材の育成

- i) 食生活推進員をはじめ、地域において食育を推進する食育リーダーなどの育成を行います。

健康対策課

- ii) 食物アレルギーに関して望ましい対応が図れるよう、関係者に対しての研修などを行い、知識の向上に努めます。

健康対策課

- iii) 保育士、幼稚園教諭、学校教員など、児童・生徒などに関わる関係者に対しての研修などを行い、食育に関する知識の向上に努めます。

学校教育課 こども保育課

- iv) 管理栄養士、栄養士、調理師など食に関わる専門的知識を有する人材を活用するため、研修などを開催し、資質の向上を図ります。

学校教育課 こども保育課

### (6) 市民食育活動への支援

- i) 食育に関する勉強会、料理教室、体験学習やイベントなど食育推進のための事業について、講師派遣や紹介、資料提供など、関係団体などへの支援を行います。

保健医療課 観光課 商業労政課 男女共同参画課 農政課 社会教育課

- ii) 各地区のまちづくりセンターを中心に、地域に密着した食育活動の展開を推進します。

まちづくり課

#### ～平安時代のおむすびは、屯食（とんじき）といった?!～

平安時代（794年からの約400年間）には、貴族が集まったときに、待っているお供の者に、「屯食（とんじき）」と呼ばれる、もち米のおむすびがふるまわれました。細長い卵形をしていて、味付けはされていませんでしたが、「ひしお」と呼ばれた醤油や味噌の先祖で、好みの味をつけたりして食べていました。

（参考：発見！体験！日本の食事⑤おにぎり時代による変化を知ろう）



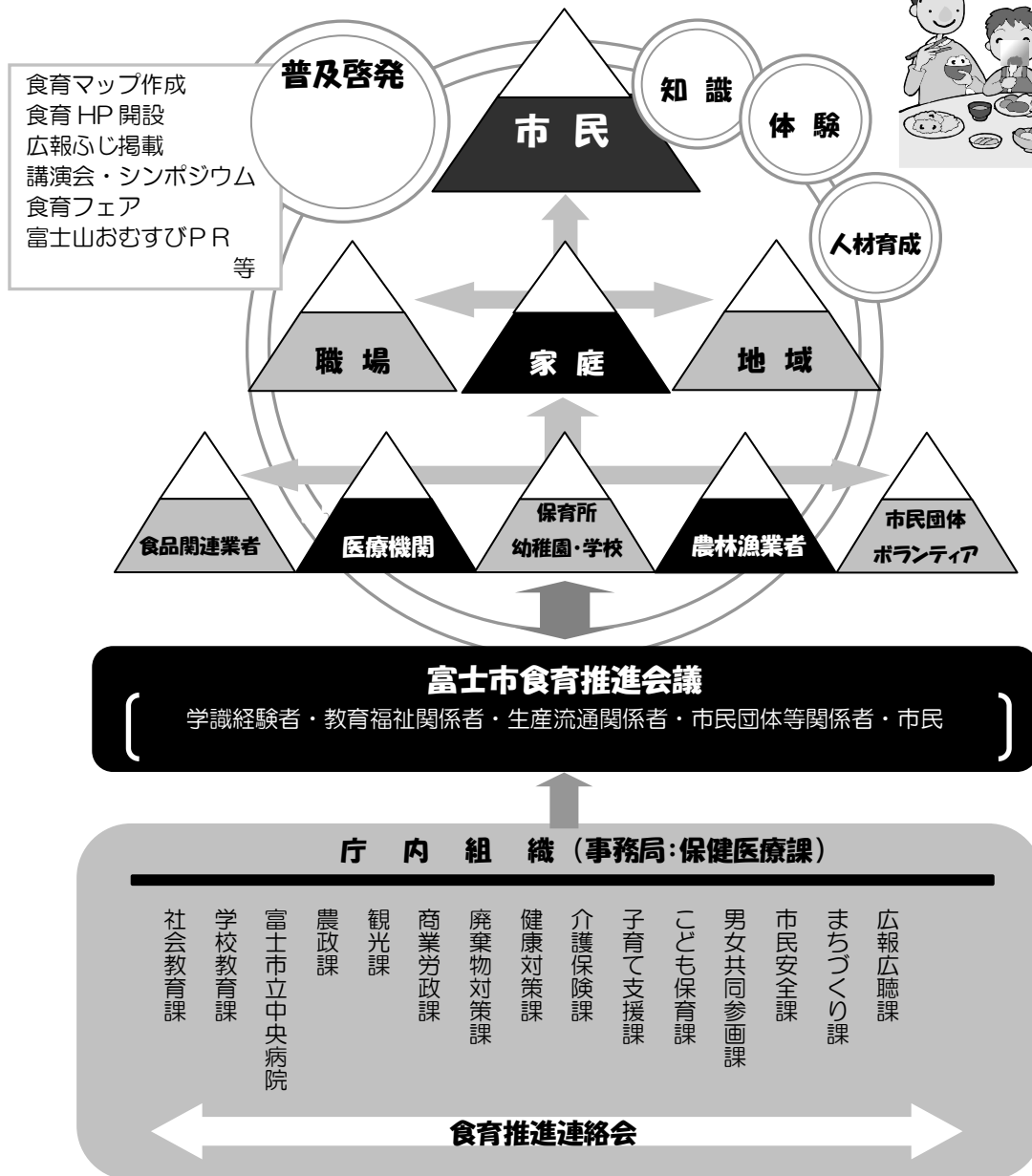
## 第5章 計画の推進



# 第5章 計画の推進

## 1 関係機関のネットワーク化による食育推進運動と普及啓発

食育は保健、農林漁業、保育、教育、民間事業者などさまざまな分野が連携して取り組む必要があります。市内関係各課と関係団体が協働で、それぞれの役割を認識し、ネットワーク化を図るため、市民の代表で組織される食育推進会議及び、市内組織である（仮称）食育推進連絡会を開催します。また、食育に対する意識を高めるため、国が設定した6月の「食育月間」及び、毎月19日の「食育の日」の周知や富士市食育マップの作成など普及啓発にも取り組み、食育を総合的に進めていきます。





## 2 計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、実施計画を作成し、より具体的に施策を推進すると共に、全庁的な推進を図るため、保健医療課を中心に庁内組織である（仮称）食育推進連絡会を設置し、計画の総合的な推進を図ります。

また、本計画の達成状況の評価については、各関連する計画における評価指標や、市民に対するアンケート調査等で適切に現状を把握し、「富士市食育推進会議」において定期的に検証、評価したうえ、その結果に基づき適切な食育の推進を図ります。

なお、国や県の計画の見直しを考慮し、推進計画の期間中であっても、計画内容の見直しが必要になった場合は、随時見直しを行います。

# 資料編



# 資料1 食育基本法

## ◆食育基本法◆

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

### 第一条

この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

### 第二条

食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

### 第三条

食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

### 第四条

食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

### 第五条

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

#### 第六条

食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

#### 第七条

食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

#### 第八条

食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

#### 第九条

国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

#### 第十条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

#### 第十一条

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２ 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

#### 第十二条

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

#### 第十三条

国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

#### 第十四条

政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

#### 第十五条

政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

#### 第十六条

食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

２ 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

#### 第十七条

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

#### 第十八条

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

#### 第十九条

国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

#### 第二十条

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

#### 第二十一条

国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

#### 第二十二条

国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性に鑑み、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

#### 第二十三条

国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

#### 第二十四条

国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

#### 第二十五条

国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

#### 第二十六条

内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

#### 第二十七条

食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

#### 第二十八条

会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

#### 第二十九条

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

#### 第三十条

前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

#### 第三十一条

この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

#### 第三十二条

都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

#### 第三十三条

市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則 抄

（施行期日）

#### 第一条

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 資料2 富士市食育推進会議条例

平成19年3月26日条例第7号

改正 平成19年9月28日条例第26号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、富士市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 富士市食育推進計画(法第18条第1項の市町村食育推進計画をいう。)を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関して、重要事項を審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉保健部健康対策課で処理する。

注 平成19年条例第26号により、平成20年4月1日から施行  
第7条中「福祉保健部健康対策課」を「保健部保健医療課」に改める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

### 資料3 富士市食育推進会議委員名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	会 長	富士商工会議所	牧田 一郎
2	副会長	静岡県立大学	合田 敏尚
3	委員	富士市医師会	飯泉 哲哉
4		富士市歯科医師会	大内 仁之
5		富士市校長会	普代 徳子
6		私立幼稚園協会	高橋 直美
7		富士市民間保育園連盟	常盤 牧子（平成19年度） 土屋 ちか子（平成20年度）
8		富士市消費者運動連絡会	櫻井 八重子
9		富士市農業協同組合	斉藤 寿夫
10		富士中央青果株式会社	坂野 友廣
11		三菱商事フードテック株式会社	福島 邦宏
12		富士調理製菓専門学校	望月 耕二郎
13		公募市民	小櫛 和子
14		公募市民	諏訪部 泰世
15		公募市民	山崎 孝一
16	アドバイザー	静岡県富士健康福祉センター健康増進課長	宇佐美 美砂子
17		静岡県富士健康福祉センター衛生薬務課長	林 道明（平成19年度） 鈴木 隆（平成20年度）
18		静岡県富士農林事務所地域振興課長	興津 善徳
19		国際ソロプチミスト富士理事	井上 靖子

（平成19年、20年度）

## 資料4 平成19年度富士市食育推進計画策定委員会名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	委員長	福祉保健部長	井出 哲夫
2	委 員	総務部 広報広聴課長	鈴木 孝治
3		市民部 市民生活課長	小林 利幸
4		福祉保健部 児童福祉課長	野澤 文由
5		福祉保健部 介護保険課長	秋山 喜英
6		福祉保健部 保健医療課長	中村 増美
7		福祉保健部 健康対策課長	細田 健治
8		環境部 廃棄物対策課長	早房 慶悟
9		商工農林部 商業労政課長	杉山 莊一
10		商工農林部 農政課長	鈴木 茂
11		商工農林部 公設地方卸売市場長	鈴木 茂久
12		富士市立中央病院 総務課長	佐野 光信
13		教育委員会 学校教育課長	時田 信作
14		教育委員会 生涯学習課長	後藤 博一

## 資料5 平成20年度富士市食育推進計画策定委員会名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	委員長	保健部長	長橋 均
2	委 員	総務部 広報広聴課長	鈴木 孝治
3		市民部 まちづくり課長	藁科 靖
4		市民部 市民安全課長	中井 清次
5		市民部 男女共同参画課長	神尾 裕子
6		福祉部 子育て支援課長	渡辺 敏朗
7		福祉部 こども保育課長	野澤 文由
8		保健部 介護保険課長	秋山 喜英
9		保健部 保健医療課長	中村 増美
10		保健部 健康対策課長	細田 健治
11		環境部 廃棄物対策課長	渡邊 眞己人
12		商工農林部 商業労政課長	小川 勝久
13		商工農林部 農政課長	小川 光昭
14		富士市立中央病院 総務課長	佐野 光信
15		教育委員会 学校教育課長	久保田 直人
16		教育委員会 社会教育課長	後藤 博一

## 資料6 平成19年度富士市食育推進計画策定委員会ワーキンググループ名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	関係課	総務部 広報広聴課	市川 由美恵
2		市民部 市民生活課	岡 君子
3		福祉保健部 児童福祉課	時田 廣子
4		福祉保健部 児童福祉課 (浜保育園)	望月 美千夜
5		福祉保健部 介護保険課	楠 友紀子
6		福祉保健部 保健医療課	望月 尚子
7		福祉保健部 健康対策課	北山 美奈
8		環境部 廃棄物対策課	市川 禎久
9		商工農林部 商業労政課	加納 徳子
10		商工農林部 農政課	栗田 若江
11		商工農林部 公設地方卸売市場	山口 武彦
12		富士市立中央病院 診療部	小俣 朋子
13		教育委員会 学校教育課	小倉 美登江
14		教育委員会 生涯学習課	中林 弘一
15		教育委員会 生涯学習課 (大淵公民館)	仁藤 丈也
16		富士市立鷹岡小学校	渡邊 淳子
17		富士市立吉原第二中学校	佐野 順子
18		富士市立大淵幼稚園	岩山 容子
19		富士市立吉原商業高等学校	栗原 智香
20	アドバイザー		高橋 さち子
21		静岡県富士健康福祉センター	鈴木 遥
22			丸尾 聡志
23		静岡県富士農林事務所	芹澤 駿治
24	関係者	富士中央青果株式会社	杉澤 佳己
25		三菱商事フードテック株式会社	村中 知香子
26		富士商工会議所	神尾 英尚
27		富士TMO富士健康印商店会	鈴木 康弘
28		小中学校養護教諭	鈴木 友子
29		静岡県給食協会富士支部	松岡 政廣
30		富士市学校給食を考える会	平野 久子
31		富士市PTA連絡協議会	高橋 尚子
32		富士市健康推進会	齋藤 万代
33		富士市食生活推進委員会	加藤 八重子

資料7 平成20年度富士市食育推進計画策定委員会ワーキンググループ名簿

区分	所属	氏名
関係課	総務部 広報広聴課	鈴木 理英
	市民部 まちづくり課	佐野 克芳
	市民部 まちづくり課 (大淵まちづくりセンター)	仁藤 丈也
	市民部 市民安全課	岡 君子
	市民部 男女共同参画課	下野 幹太
	福祉部 子育て支援課	岩邊 のぶ代
	福祉部 こども保育課	時田 廣子
	福祉部 こども保育課 (浜保育園)	望月 美千夜
	福祉部 こども保育課 (昭和幼稚園)	岩山 容子
	保健部 介護保険課	楠 友紀子
	保健部 健康対策課	塩谷 祐実
		佐野 聖子
	環境部 廃棄物対策課	斉藤 数弘
	商工農林部 商業労政課	山口 武彦
		江村 輝彦
		井上 美乃里
	商工農林部 農政課	増田 康彦
	富士市立中央病院 診療技術部	小俣 朋子
	教育委員会 学校教育課	小倉 美登江
	教育委員会 社会教育課	中林 弘一
	富士市立吉原商業高等学校	栗原 智香
	富士市立鷹岡小学校	渡邊 淳子
	富士市立吉原第二中学校	佐野 順子
アドバイザー	静岡県富士健康福祉センター	斉藤 花子
		加藤 豊
静岡県富士農林事務所	芹澤 駿治	
関係者	富士中央青果株式会社	杉澤 佳己
	三菱商事フードテック株式会社	村中 知香子
	富士商工会議所	神尾 英尚
	富士TMO富士健康印商店会	鈴木 康弘
	小中学校養護教諭	鈴木 友子
	静岡県給食協会富士支部	松岡 政廣
	富士市学校給食を考える会	平野 久子
	富士市PTA連絡協議会	高橋 尚子
	富士市健康推進会	齋藤 万代
	富士市食生活推進委員会	加藤 八重子



## 資料8 取り組み事業一覧

## 1 生活習慣病予防と日本型食生活の推進

## 【おいしくごはん 今日元気】

## (1) 米を中心とした日本型食生活の推進

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	学校給食・おむすび給食							学校教育課
	保育所給食・給食だよりの啓発【保育所】							こども保育課
	園だよりの啓発 【幼稚園】							
	食生活講座							健康対策課
ii)	学校給食・おむすび給食							学校教育課
iii)	おむすびの日PR							保健医療課

## (2) 「食事バランスガイド」の活用促進

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	食育指導							学校教育課
	保育所給食・おむすび給食 【保育所】							こども保育課
	食育指導【幼稚園】							
	青年、成人、高齢者講座の 各料理教室【まちづくりセンター】							まちづくり課
	お母さんお父さん教室							健康対策課
	離乳食講習会							
	1歳6か月児健康診査							
	3歳児健康診査							
	食育講座・食生活講座							
	健康講座							
	健康まつり							
	消費生活モニター事業							市民安全課

(3) 生活習慣病予防に関する指導の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	生活習慣病予防の食生活講話							健康対策課
	健康まつり							
	市民栄養相談・市民健康相談							
	メタボリック健診							富士市立中央病院
ii)	特定健康診査・特定保健指導							国民健康保険課
iii)	小児生活習慣病予防検診							学校教育課
	離乳食講習会							健康対策課
	お母さんお父さん教室							
	すくすく赤ちゃん講座							
	1歳6か月児健康診査							
	3歳児健康診査							
	市民栄養相談							
ファミリークラス							富士市立中央病院	
iv)	市民栄養相談・市民健康相談							健康対策課
	糖尿病の啓発活動							富士市立中央病院
	腎臓病教室							
	個別栄養指導							

## (4) 歯の健康に関する指導の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	学校歯科検診			■				学校教育課
	40、50、60、70 歯周疾患検診					■		健康対策課
	歯科検診、ブラッシング教室、フッ化物洗口【保育所】		■		■			こども保育課
	歯科検診、ブラッシング教室、フッ化物洗口【幼稚園】		■		■			
	母子歯科保健事業	■						健康対策課
	家庭教育事業【まちづくりセンター】		■					まちづくり課
	高齢者学級【まちづくりセンター】						■	
	歯つらつ健口教室（通所型・訪問型）						■	介護保険課
ii)	お母さんお父さん教室	■	■					健康対策課
	すくすく赤ちゃん講座		■		■			
	1歳6か月児健康診査		■		■			
	3歳児健康診査		■		■			
iii)	8020歯の健康相談				■	■		健康対策課

## (5) 食物アレルギーへの対応の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	アレルギー疾患予防検討会	■	■					健康対策課

## 2 健全な食習慣の確立

### 【むかい合って 楽しい食卓】

#### (1) 食卓を囲む重要性の普及

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	園児の保護者対象の食生活講座・園だより【保育所】							こども保育課
	園児の保護者対象の食生活講座・園だより【幼稚園】							
	事業所等への啓発事業							商業労政課

#### (2) 「早寝 早起き 朝ごはん運動」の普及

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	朝食調査							学校教育課
	園児の保護者対象の食生活講座・園だより【保育所】							こども保育課
	園児の保護者対象の食生活講座【幼稚園】							
	食育講座							健康対策課

#### (3) 食事作法の習得推進

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	給食試食会							学校教育課
	園児の保護者対象の食生活講座・給食だより【保育所】							こども保育課
	保護者会での講話・面談での指導・園だより【幼稚園】							
ii)	学校給食							学校教育課
	保育所給食【保育所】							こども保育課
	食習慣の指導【幼稚園】							

### 3 地産地消の推進と環境との調和、食文化の継承

#### 【するがの恵みに 感謝の気持ち】

##### (1) 地産地消の推進

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	地場産品コーナーの拡大促進							商業労政課
	農産物品評会							農政課
	持ち寄り発表会							
	地場農産物直売所PR事業							
ii)	いちばの朝市							商業労政課
	富士市産業まつり「農林水産フェア」							農政課
	野菜料理教室・お魚料理教室							商業労政課
	市場見学者案内							
	まちづくりセンター全料理講座【まちづくりセンター】							まちづくり課
	しらす祭							農政課
iii)	富士ブランド事業の推進							商業労政課
iv)	学校給食への地場産米の導入							学校教育課

##### (2) 学校給食への地場産品の導入拡大

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	学校給食地場産品導入事業							学校教育課

(3) 食品廃棄物の発生抑制や再生利用

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	給食残量調査							学校教育課
	まちづくりセンター全料理講座【まちづくりセンター】							まちづくり課
	ごみの出前講座							廃棄物対策課
	園だより等での啓発【保育所】							こども保育課
	園だより等での啓発【幼稚園】							
ii)	生ごみ処理機導入計画							教育総務課
	地域生ごみ処理モデル事業							廃棄物対策課
	生ごみコーディネーターによる出前講座							
	簡易生ごみ処理推進事業							
	家庭用生ごみ処理機購入費補助事業							

(4) 食文化伝承活動の推進

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	学校給食							学校教育課
	日本家庭料理教室							市民安全課
	保育所給食における行事食の提供【保育所】							こども保育課
	園だよりでの啓発【幼稚園】							
	少年教育事業、成人講座【まちづくりセンター】							まちづくり課
	おいしいお茶の入れ方教室							農政課
	T-1 グランプリ							
ii)	学校給食							学校教育課
	保育所給食、クッキング保育(野菜の栽培)【保育所】							こども保育課
	昼食(お弁当の時間)、保護者会での啓発【幼稚園】							
	食育講座							健康対策課

## 4 体験活動の推進と知識の普及、人材の育成

### 【ひとりひとりが主役の食育】

#### (1) 農林漁業畜産体験の推進

	事業名	ライフステージ					担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	
i)	野菜の栽培と収穫の体験活動			■			学校教育課
	クッキング保育(野菜の栽培) 【保育所】		■		■		こども保育課
	野菜の栽培と収穫の体験活動 【幼稚園】		■				
	小学校における手揉体験教室			■			農政課
ii)	家庭教育事業、少年教育事業、 成人教育事業 【まちづくりセンター】		■	■	■		まちづくり課
	農業体験事業開設に伴う農 地情報の提供			■	■		農政課
	博物館旧稲垣家住宅利用農 業体験事業			■	■		博物館
	農業体験		■	■	■		観光課
iii)	農業アカデミー事業				■	■	農政課
	エコ農園				■	■	
iv)	教育ファーム推進計画の推進		■	■	■		農政課

(2) 調理体験の機会拡充

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	学校給食正規調理員夏季研修会(夏休み「給食体験教室」)			■				学校教育課
	野菜料理教室・お魚料理教室			■	■	■	■	商業労政課
	クッキング保育		■					こども療育センター
	クッキング保育【保育所】		■					こども保育課
	少年教育事業 【まちづくりセンター】			■				まちづくり課
	一般料理教室 【まちづくりセンター】				■	■	■	
	健康料理教室 【まちづくりセンター】				■	■	■	
	料理教室(青年対象) 【まちづくりセンター】				■			
	男性を対象にした料理講座 【まちづくりセンター】				■	■	■	
	自立支援クッキング講座			■	■			福祉キャンパス ふじやま学園
食生活推進員会食育講座	■	■	■	■	■	■	健康対策課	



## (3) 食に関する知識の普及

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	年代別食育指針設定・食育マニュアルの作成							保健医療課
	食育のススメ事業							健康対策課

## 1) 妊産婦・乳幼児（未就園児）とその保護者を対象とした支援の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	お母さんお父さん教室							健康対策課
ii)	離乳食講習会							
	1歳6か月児健康診査							
	3歳児健康診査							
	市民栄養相談・市民健康相談							
iii)	年齢別子育て講座							子育て支援課
	家庭教育事業、少年教育事業、成人教育事業【まちづくりセンター】							まちづくり課

## 2) 保育所・幼稚園を対象とした支援の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	園児対象の栄養バランス教育【保育所】							こども保育課
	園児の保護者対象の食生活講座【保育所】							
	保護者への講演・絵本等の読み聞かせ【幼稚園】							
ii)	公立保育所保護者(一部私立保育所含む)への献立及び給食たより配布【保育所】							
iii)	年齢別の食育計画【保育所】							
	教育課程への反映【幼稚園】							

3) 学校を対象とした支援の充実

①給食を活用した食に関する指導の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	給食試食会							学校教育課
	給食だよりの発行							
ii)	学校給食展							

②教科を通じた食に関する知識の普及

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	教科の中での食育指導							学校教育課
	教科の中での食育指導							吉原商業高校
ii)	食に関する指導年間計画							学校教育課

③保護者を対象とした食に関する知識の普及

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	母親委員会・学校保健委員会による食育講座							学校教育課

4) 成人を対象とした支援の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
	富士市民大学に関する講座							社会教育課
i)	健康講座							健康対策課

5) 高齢者・障害者などを対象とした支援の充実

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	介護予防普及啓発講座（元気アップ教室）							介護保険課
	【高齢者介護支援室】 栄養改善指導事業（通所・訪問型） 【高齢者介護支援室】							
ii)	富士市障害者配食サービス事業							障害福祉課
	富士市食の自立支援事業							介護保険課
iii)	余暇活動 食育生活支援							福祉キャンパス くすの木学園

## (4) 消費者に対する食品の安全性の情報提供

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	広報ふじ、食育ホームページ等による情報提供							保健医療課 広報広聴課
ii)	消費生活モニター事業							市民安全課

## (5) 食育推進に関わる人材の育成

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	食生活推進員研修							健康対策課
ii)	アレルギー疾患予防検討会							
iii)	乳児研修【保育所】							こども保育課
	教員対象の食育研修【幼稚園】							
	給食主任対象の食育研修【学校】							
iv)	学校給食従事職員夏季研修会 (全体研修)							学校教育課
	学校給食従事職員夏季研修会 (全体実技)							
	調理員研修【保育所】							こども保育課

## (6) 市民食育活動への支援

	事業名	ライフステージ						担当課
		妊娠期	乳幼児期	学齢期 思春期	青年期	壮中年期	高齢期	
i)	市民食育活動への支援							保健医療課
	森と恵みの体験プロジェクト							観光課
	TMO支援事業							商業労政課
	富士発・女(ひと)と男(ひと)のフォーラム開催							男女共同参画課
	男女共同参画学級							
	男女共同参画地区推進員事業							
		生活改善部活動事業						
ii)	人材バンクの立ち上げと運用							社会教育課
	地域団体の食育活動支援							まちづくり課

## ◆計画の推進

### 1 関係機関ネットワーク化による食育推進運動と普及啓発

事業名	内容	担当課
食育マップの作成	市内の地場産品、直売所、関連施設等を掲載したマップを作成します。	保健医療課
食育ホームページの開設	食育に関する情報を掲載した食育のページを市のウェブサイト開設します。 また、食の安全等に関する静岡県や国の情報ページとリンクします。	
広報ふじ掲載	広報ふじに食育の啓発記事を掲載します。	
講演会、シンポジウム	食育に関する講演会やシンポジウムを開催します。	
食育フェア	市民の食育への理解を深めるため、食育に関する展示や体験コーナーなど、家族で参加できるコーナーを設けた食育フェアを開催します。	
富士山おむすびPR	富士山おむすびコンテスト、富士山おむすびPR、各種イベントへの参加などを通して、富士山おむすびをPRしていきます。	

### 2 計画の進行管理

事業名	内容	担当課
実施計画の作成・見直し	具体的な事業、年次計画等を記載した実施計画を策定し、毎年見直しを図ります。	保健医療課
アンケートの実施	計画の達成評価のために、市民に対するアンケート調査等で適切に現状を把握します。	
食育推進会議での食育の推進	定期的に検証、評価を行い、結果に基づき適切な食育の推進を図ります。	

## 資料9 食料自給率とは

食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度まかなえているかを示す指標です。

### ◆品目別自給率は重さで計算

#### 品目別自給率

##### 小麦の品目別自給率＝

$$\frac{\text{小麦の国内生産量 (83.7万トン)}}{\text{小麦の国内消費仕向量 (622.8万トン)}} = 13\%$$

・・・となります。

### ◆総合食料自給率は「ものさし」を揃えて計算（カロリー、生産額）

穀物、畜産物、野菜、魚介類など、それぞれ重さが異なる様々な食料全体の総合食料自給率を計算するとき、そのまま単純に重さを足し上げて計算してもあまり意味がありません。

このため、食料全体の自給率は、個々の食料の栄養価であるエネルギー（カロリー）や、経済的価値である生産額という共通の「ものさし」で単位を揃えて計算しています。

#### 総合食料自給率

##### カロリーベース総合食料自給率＝

$$\frac{\text{1人1日当たり国産供給熱量 (996kcal)}}{\text{1人1日当たり供給熱量 (2,548kcal)}} = 39\%$$

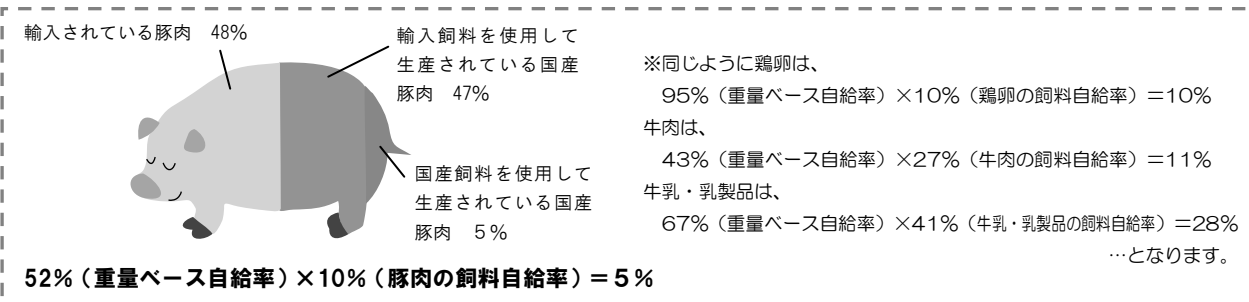
##### 生産額ベース総合食料自給率＝

$$\frac{\text{国内生産額 (10.2兆円)}}{\text{国内消費仕向額 (14.9兆円)}} = 68\%$$

カロリーベースの食料自給率とは、我が国に供給されている食料のカロリー（熱量）合計のうち、国産でまかなわれたカロリーがどのくらいであるかを示すものです。

畜産物については、国産であっても、輸入したエサ（飼料）を使って生産された分はカロリーベースの自給率には算入しないこととしています。

この計算には畜種別の飼料自給率を使用されます。例えば、豚肉ならば、重量ベース自給率 52%のうち、さらにその1割が国産飼料で生産されているためカロリーベース自給率は、52%（重量ベース自給率）×10%（豚肉の飼料自給率）＝5%となります。



生産額ベース自給率の場合も同様の考え方で、輸入飼料額を控除して計算しています。

